

平成 20 年度 第 20 回 定例会

八王子市教育委員会会議録

日 時 平成 21 年 2 月 25 日 (水) 午後 2 時
場 所 八王子市役所 9 階 903 会議室

第 20 回定例会議事日程

- 1 日 時 平成 21 年 2 月 25 日 (水) 午後 2 時
- 2 場 所 八王子市役所 9 階 903 会議室
- 3 会議に付すべき事件
 - 第 1 第 48 号議案 八王子市立学校教職員人事の内申に関する事務処理の報告について
 - 第 2 第 49 号議案 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する事務処理の報告について
 - 第 3 第 50 号議案 八王子市立学校教職員の処置の内申について
 - 第 4 第 51 号議案 平成 20 年度八王子市教育委員会児童・生徒等表彰について
 - 第 5 第 52 号議案 新体育館整備基本方針・基本計画について
 - 第 6 第 53 号議案 八王子市文化財保護審議会への諮問について
- 4 協議事項
 - ・卒業式及び入学式の「お祝いのことば」について
- 5 報告事項
 - ・包括外部監査の結果について (教育総務課)
 - ・第三小学校校舎等改築事業について(口頭) (施設整備課)
 - ・新型インフルエンザ対応指針の策定について (学事課)
 - ・川口小学校教員に係る訴訟の判決について (指導室)
 - ・特別支援教育の進捗状況について (指導室)
 - ・富士森公園テニスコート管理棟新設工事の延期について(口頭) (スポーツ振興課)
 - ・小惑星命名に関する表彰式及び記念講演会について (こども科学館)

八王子市教育委員会

出席委員(5名)

委 員 長	(1 番)	小田原	榮
委 員	(2 番)	和 田	孝
委 員	(3 番)	川 上	剋 美
委 員	(4 番)	水 崎	知 代
教 育 長	(5 番)	石 川	和 昭

教育委員会事務局

教育長（再掲）	石川和昭
学校教育部長	石垣繁雄
学校教育部参事 指導室長事務取扱 （教職員人事・指導担当）	由井良昌
教育総務課長	天野高延
学校教育部主幹 （企画調整担当）	穂坂敏明
施設整備課長	萩生田孝
学事課長	野村みゆき
学校教育部主幹 （中学校給食担当）	小松正照
学校教育部主幹 （学区等調整担当兼 特別支援教育・指導事務担当）	海野千細
指導室統括指導主事	宇都宮 聡
指導室前任指導主事	山下久也
生涯学習スポーツ部長	菊谷文男
生涯学習スポーツ部参事 （八王子市図書館長）	坂倉 仁
生涯学習総務課長	桑原次夫
スポーツ振興課長	遠藤辰雄
学習支援課長	牧野晴信
文化財課長	渡辺徳康
生涯学習スポーツ部主幹 （スポーツ施設担当）	若林育男
生涯学習スポーツ部主幹 （こども科学館長）	森 文男
教育総務課主査	山本信男
教育総務課主査	後藤浩之
施設整備課主査	田代 修
学事課主査	山本直樹
指導室主査	峯尾義光
指導室指導主事	窪 宏孝

ス ポ ー ツ 振 興 課
文 化 財 課 主 任

橋 本 徹
土 井 義 夫

事務局職員出席者

教 育 総 務 課 副 主 査
教 育 総 務 課 主 任

小 林 なつ子
内 田 美 砂

【午後 2 時開会】

小田原委員長 大変お待たせいたしました。本日の委員の出席は 5 名でありますので、本日の委員会は有効に成立いたしました。

これより平成 20 年度第 20 回定例会を開会いたします。

日程に入ります前に、本日の会議録署名員の指名をいたします。

本日の会議録署名員は、2 番 和田孝委員を指名いたします。よろしくをお願いします。

なお、議事日程中第 48 号議案、第 50 号議案及び第 51 号議案の 3 議案は、審議内容に個人情報が含まれるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 6 項及び第 7 項の規定により非公開といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 異議ないものと認めます。

それでは、それ以外の日程について進行いたします。

小田原委員長 日程第 2、第 49 号議案、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する事務処理の報告についてを議題にいたします

本案について、教育総務課から御説明願います。

天野教育総務課長 それでは第 49 号議案の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する事務処理の報告についてということでさせていただきます。説明につきましては、山本課長補佐から行います。

山本教育総務課主査 議案の方をごらんください。議案をめぐっていただきまして、2 枚目ですけれども、2 月 19 日付で石川教育長の方で、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成 19 年度事業分）につきまして、内容の決定をして、2 月 20 日付で市議会に別紙の報告書により提出し、市のホームページで公表いたしました。

内容につきましては、後ろについています報告書の分厚いものですが、このような形で取りまとめて報告をいたしました。報告書の中身ですが、概略だけ御説明をしますと、めぐっていただきまして目次のところですが、始めにこの教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価につきまして、どういう経緯でということと、学識経験者等のことについて説明をしております。

それから 2 として、教育委員会の活動状況ということで、平成 19 年度の教育委員会の開催状況等を記載しております。

それから3として、個別事業の成果と課題及び今後の方向性ということで、ゆめおりプランの中で決まっています個別の事業等につきまして、個別に成果とそれからそれぞれの課題、今後の方向性につきまして、事務局の方から取りまとめたもので成果を記載しております。

それから4番目ですが、施策の点検評価につきまして、その7つの大きなくくりの中で、事務局の方で、43ページ以降のところですが、施策の点検評価ということで、学校教育の充実を一番最初ですが、主な事業の総括評価、それから、課題と今後の方向性ということと、それから点線の枠の中で囲ってあります学識経験を有する者の総括意見ということで、3人の学識経験者の意見を取りまとめたもので、一括して記載をしております。

それと、主な事業の総括評価のところには、自己評価ということで、事務局の方でそれぞれの事業の進捗状況に応じましてAからDまでということで、評価をしているものを掲載いたしました。それで、この内容的に言いますと、膨大なものになりますので、概略を御説明いたしますと、すみません、もとに戻っていただきまして、3枚目のところに議案資料ということでA4、1枚のものをご用意いたしましたので、そちらをごらんいただけますでしょうか。

平成20年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成19年度分）の概要ということで、まず1ですが、点検評価の対象とした施策。これにつきましては、平成19年度に実施しました教育施策のうち、市のゆめおりプラン実施計画等で決定されているものを評価の対象といたしました。

2番目の個別事業の成果としましては、可能な限り文言だけでなく数値を用いて表しました。

それで、3番目の施策の点検及び評価（自己評価）の部分ですが、大半がB評価です。それで、A評価としたものにつきましては、学校運営協議会、これとレクリエーション・スポーツ教室開催、この2つをA評価としました。その理由につきましては、地域運営学校は、平成19年初めて3校を指定して、全国的にもかなり早期に実施できたんですけれども、このことによって学校が活性化されたということです。それから、レクリエーション・スポーツ教室の開催ですが、これは新規の事業として実施し、ニュースポーツの普及に成果があったということで、A評価としております。

それから2番目のC評価としたものですが、心の教育と心のケア推進。これにつ

きましたは、不登校児童・生徒の数が目標の数まで減少していないということでC評価。それから、教育施策・整備の充実ということで、これは耐震工事の件数が当初の数より少なかったということと、増改築工事が年度内に完了しなかったものがありましたので、C評価というふうにしております。特別支援教育につきましては、人的支援の人材確保が当初できなかつたこと、それから施設の改修等が進まず課題となっているという現状がありますのでC評価としております。情報教育の基盤整備ですけれども、これはパソコン等の機器の更新ができなかつたということでC評価としております。総合型スポーツクラブの設立につきましては、「いつでも」「だれでも」というふうな当初考えている形に、そのような参加できる形になっていないということでC評価としております。それから、伝統芸能の保存・継承につきましては、参加者の見込みが少なかったということと、公演内容がマンネリ化している等の反省点があったということで、これについてもC評価としております。

今後の対応でございますが、学識経験者から頂戴しましたご意見等への対応策を検討して、可能なものから実施していきます。それから、お金等の関係がございますものにつきましては、平成21年度の実施計画において新規事業等で要望していこうと考えております。この報告書については、ゆめおり教育プランの策定委員会の審議資料として提供をしていきたいと思っております。

説明は以上です。

小田原委員長　　ただいま教育総務課からの説明は終わりました。

本案について何か御質疑がございましたらどうぞ。いかがですか。

和田委員　　ちょっと教えていただきたいんですが、総括評価というのは、事業者が御自身の自己評価をしているということですよ。そういうことでいいんですよ。その中で評価の内容でBとCあたりの違いですけれども、事業が達成できたBというのは実施したと。要するに計画にのっとって事業を遂行したということがあったけれども、それによって必ずしも結果が出なかつた、そういう評価がBということでしょうか。要するに、事業が達成できたか、できないかで分けているのか、その結果として目標とする、目的とする内容が推進できたのかというその辺のちょっと違いがこの概要の中でいうと、見えてこないんです。例えばCなどのところを見てみると、目標の数字まで減少しなかつたという結果、例えばこの一番上の心の教育と心のケア推進ですよ。これは、施策としては、十分行政としての取り組みはしたけれども、数字が上がらなかつたのでCという受けとめになるわ

けですよね。一部が未達成であるがおおむね達成できたというのがCの評価なのですが、要するに事業を行った結果なのか、事業そのものが達成できなかったのかという違いがちょっとよくわからないのでそれも説明してください。

山本教育総務課主査 基本的には、当初予定をした事業が達成できたかどうかということで、BとCの違いということになるかと思います。それで、心の教育と心のケア推進につきましては、市で行っている行政評価のところで、一定の目標値を設定しているものから、そのところの数値までということには到達しなかったということで、ある面、当初の考えた事業が達成できた、和田委員さんが言われたとおり成果というところではなくて、事業ができたかどうかということを経験として考えました。ただ、心の教育と心のケア推進につきましては、言われるように成果という部分にも勘案をして所管としてCという評価をしているという形です。

石垣学校教育部長 基本的に各事業の中で目標値を定めている。ですから、その目標値に達しない場合、そのテーブルにおいてBとCということで分けています。ですからそれに近いのであれば、到達しなくてもBのところはございますけれども、それよりかなり落ちているということであればCという判断をこの中ではしております。

和田委員 ちょっと確認ですけれども、結局到達目標があって、それを基準にして、そこに到達して、十分成果が上がったと思われるものがAで、その目標を基準にしてとりあえず当初の目的が達成されていればBということで考えてよろしいんですか。

石垣学校教育部長 その程度いってればBと。

和田委員 事業がどれだけ進められたかということではなくて、その結果として、目標の値に対してということですね。

石垣学校教育部長 はい、そうです。

和田委員 わかりました。

小田原委員長 今に関連してなんですけれども、このA B C Dの評価は、今ここで目標値あるいは和田委員の言葉で言えば到達目標の数値があってという言葉がないけれども、このよい結果が得られた云々のこの何ていうんですか、区分の評価基準は、何によっているんですか。何かに従っているんですか。ここの今回の点検評価における基準として、ここに設定したと。次の区分により評価したというふうになるんですか。

石垣学校教育部長 個々によってちょっと違いますけれども、例えば心の教育と心のケア推進ということになりますと、不登校の児童・生徒数が何割減ったとか、そういうような

目標値を立てています。それから、耐震の部分でいけば、何件実際にできたかということで設定をしている部分がございます。そういう部分については、今申し上げたような形で評価が基本的にできるということになります。ただ、ほかのところでは必ずしもそうではない部分も一つはございますので、そこら辺のところは効果あるいは結果という部分を勘案しながらつけているということでございます。

小田原委員長　私が聞いたのは、市の行政評価の評価基準に従って今回もこれを決定したのかどうなのか。だから、目標値とかそういう言葉が入っていないんだということなのかとお聞きしたんですが。

天野教育総務課長　基本的には市の行政評価の目標という部分を基本としています。それに基づいた評価という形で考えております。

小田原委員長　そのほかいかがですか。どうでもいいことだけれども、この概要版が、この文章が統一されていないんだけど、何か意味があるんですか。その「されているもの」で丸がなくて切れていて、その下が「しました。」でその次は「された。」になっているんだけど、それでまた最後に「きます。」、「します。」とこうなっている。途中で切れているとかということではありませんか。

天野教育総務課長　これはちょっと表記の方の統一が我々の方でしなかったということ。

小田原委員長　大丈夫ですか。丸が切れているということではないんですね。

天野教育総務課長　違います。

小田原委員長　よろしいですか。いろいろ言いたいことはあるけれども、後ろがたくさんありますので、よろしいですか。では、何か御意見ございましたらどうぞ。

これはもう既に議会の方に送られて、それからインターネットでも公開するということになっておりますので、公開されていることなんですけど、Dはなかったということでもよろしいんですね。するとCのところでは幾つかあるわけですけども、例えばその不登校児童・生徒の数が減少しなかったということでCにしたんですけども、これは皆さんの方の自己評価ですが、本体というのかな、実施機関であるところの支援センターはどういう評価をしているのか、これについてどういうふうに今後取り組もうとしているのかといった、そういうことをぜひ示してほしいんですよ。なぜ、できなかったのか。

例えばその次の耐震工事のところは、これはもうこのところから出てきているから、これはやむを得ない理由だっていうのはわかります。気の毒なCだというふうに僕は思うんですよ。ところが心のケアのいわゆる不登校児童・生徒については、あれほど組織化して進

めようとしてきたのに、あるいは高尾山学園というものをつくってきているのに、なぜ減らないのか。そのところをはっきり示して、今後どうするというをやっぱり示していかないと、これを示す意味がないと思うんですね。実は20年度は大丈夫ですと言えればいいんだけど、言えなければこういうところを今後ぜひ示していただきたいと思います。

石垣学校教育部長 委員長のおっしゃるとおりだと思います。この評価の目的も課題や方向性を明らかにして、効果的な教育行政を今後推進していくと。それに資するための評価でございますから、そういうことをきちっと明確に出して、それで反省した上で次のステップに行くということが、これのもう一つ目的でございますから、改めてそこら辺のところをもう一回認識し直して今後推進していきたいと思っております。

小田原委員長 ということでございますので、ぜひよろしく願いいたします。

では、特にないようでございますが、よろしいですか。

水崎委員 これは19年度分だと思うんですけども、20年度分については、今回よりも早目にやっていくということで、この前お話を聞いたんですけども、いつぐらいから取りかかるという予定は立っているんですか。

天野教育総務課長 ここで20年度の評価ですので、その金額的な部分も上がってからですから、それが終わってからですから、事業の評価については、ここで終わった段階ですぐにできますけれども、そういった金額的な部分があるので、秋ぐらい、またそれで4回の定例会の方には、報告はしたいと思っております。ですから、秋あたりにはまとめていこうかなと思っております。

石垣学校教育部長 もう少し細かいお話をさせていただければ、決算の事業全体の部分が20年度が終わるのが、21年の5月いっぱいで一応全部会計の支出も終わります。それがまとまってくるのが大体6月いっぱいから7月にかかってしまうのかなという気がします。その中で今度委員会を、今回また3人の委員の方に御足労いただきましたけれども、委員の方にその実績を踏まえて評価をしていただくということで、これについては、今回こういう短い時間でしましたけれども、やはり一定程度時間をかけてやっていかなければいけないだろうと思っておりますので、やはり9月過ぎてしまうのかなという気がします。そうしますと、議会にかけられるのが9月議会でございますが、ちょっと厳しいかなと思っておりますので、ことしは年を越した第1定例会ということですが、その年の中の11月の終わりから行われる第4定例会に報告をしていきたいと、そういう日程で今考えているところでございます。

小田原委員長 よろしいですか。

この流れはそういうことだとしても、先ほど申し上げたように、各部署のふだんの点検と検証が大事だと思います。言葉では、さらに強化するとか、あるいはこれこれこういうふうにする、課題と今後の方向をこのところで述べているけれども、実際にどうするか、だれがするかというところがなされないと、その言葉だけで終わってしまいますので。

石垣学校教育部長 今、委員長のお話があって、言い忘れたことを申し上げます。9月の終わりあたりに大体結論が出るのかなと思いますけれども、翌年度の予算づくりが10月に始まりますので、その内容というのは次年度の予算に反映して対応できるのかなと思います。つまり全部できるというのは予算の関係もありますからなかなか難しいですけれども、ターゲットはそこで決まりますから、そういうことは予算に反映していくことも同時に可能になっていきますので、そこら辺も並行しながらやっていきたいと思っています。

小田原委員長 よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 特にないようでございますので、お諮りいたします。第49号議案につきましては、ただいま御報告のあったとおりに承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 全員異議ないものと認めます。よって第49号議案については、そのように決定することにいたしました。

小田原委員長 次に日程第5、第52号議案、新体育館整備基本方針・基本計画についてを議題にいたします。本案についてスポーツ振興課から御説明願います。

遠藤スポーツ振興課長 それでは、新体育館の整備基本方針・基本計画について御説明申し上げます。

まず説明の前に訂正がございます。委員の方から御指摘がありまして、訂正がありますのでよろしくお願ひしたいと思います。まず2ページでございます。2ページのやや上に表がございますが、ここが一番下の小・中学校体育館でございます。この括弧の中でございますけれども、中学校35校とありますが、これを37に訂正をお願いいたします。それから、その次の3ページでございます。3ページの上の表でございますが、月曜日ですね。午前中、団体貸出という枠がございますけれども、ここを一般開放というふうに訂正をお願いいたします。続きまして、31ページでございます。(2)の9行目、「本来で

あれば」という行がございます。その後ろの方でございますけれども、「展開すべきあり」と書いてございますが、これは「すべきであり」と「で」が抜けておりましたので、申しわけないんですが訂正をお願いいたします。それから49ページでございます。一番上の4番のところでございます。ここの「回答」という言葉がございますが、この2行目ですが、「スポーツ民謡」というかぎ括弧のところがございます。この「謡」の字でございますけれども、これは「踊」という字に訂正をお願いしたいと思います。それから、表記なんです、「みる、みせる」という表記がございます。これは一部漢字になってございますけれども、これはひら仮名で統一してまいりたいと考えておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。説明の方を橋本主査の方からお願いいたします。

橋本スポーツ振興課主査　それでは、説明の方をさせていただきます。ここで一つの本にまとめましたので、これで一つの議案ということで一体的に説明をさせていただきます。全体の流れといたしましては、まず課題、現状、現状把握と課題の洗い出し、そこから入りまして、市民が求める体育館像とはどういうものか。さらに、その市民ニーズにこたえていくために各館の位置づけ、それから役割を決定して、新しい体育館に必要な施設内容を明らかにした上で基本方針を定めました。それで、基本方針を具体化する基本計画を後ろにつける、そういう構成になっております。詳細につきましては、また後ほど御説明させていただきますが、まずは20ページをお開きください。

ここに基本方針を掲げてございます。まず1番目、ちょっと字が漢字になっておりますが、「みるスポーツ」「するスポーツを支える」ということで、新しい体育館のメインアリーナが「みる」という部分の機能を充実させた「みるスポーツ」を支える部分。それから、サブアリーナが「するスポーツ」、地域の市民の方がスポーツをする、そこを支える拠点ということになっています。

それから方針の2番目ですけれども、既存スポーツ施設と一体になって、本市のスポーツ・レクリエーション需要を支えるということで、新体育館単体で考えるのではなくて、既存施設すべてを見据えた中で市民のスポーツ需要を支えていく、そういう施設にします。

それから3番目、スポーツ・レクリエーション活動を通じた地域交流を支えるということで、24ページをお開きいただきたいんですが、ちょっと白抜きの文字になって見づらんですが、この1階概念図という部分の右側部分、多目的室、トレーニング室、ラウンジ、会議室、ここの部分が地域スペースということで地域スポーツを支えるということに対応しております。

それから、基本方針の4番目、E C O設計で環境を支えるということで、本市ラス・イーということも取り組んでおりますし、これから物をつくるということであれば当然地球環境に配慮したものでなければならないということです。

それから5番目、防災機能を附帯して安心・安全のまちづくりを支える。地域防災計画の中でも鉄道利用者の一時収容施設、そういったことも掲げられてございますので、防火水槽等も備える中でそういう機能を持たせていく、これが基本方針でございます。

申しわけございません。詳細について御説明差し上げるに当たりまして、新しい体育館の基本方針・基本計画の骨子という別の資料を用意させていただきました。ちょっとボリュームが多いので、骨子をもとに説明させていただきたいと思います。

まず骨子の1番、現状と課題でございますが、現状と課題の中で、特に重要視しなければいけなかった部分というのは、スポーツ需要に対応できていないということでございます。それから、2番目として、大規模なスポーツ・レクリエーション大会に対応できていない。これを解決するというので求められているものとして、2の(1)でございますが、二つの大会・イベントが開催できる施設である必要がある。それから(2)番目に大規模な大会・イベントが開催できる施設である必要がある。(3)番目に既存施設にはない、既存施設では対応できないものに対応する施設がなければならないということで、それでは、新しい体育館にどういう施設を備えていくかという話になるわけですが、その3番目のところにまず新しい体育館に設ける施設に入る前に、新しい体育館と既存施設とが一体となって市民のスポーツ需要を支えていく、そのために各館の役割と、それから位置づけを行いました。それが議案の方で12ページぐらいから書いてございますが、ここの骨子の方では(1)(2)の部分、新しい体育館は、既存施設と一体となって市民のスポーツ需要に応える。それから、新しい体育館は、既存施設では対応できない課題に対応していく、これが新しい体育館の役割です。(3)(4)(5)につきましては、各施設の役割、位置づけについて書いてございます。新しい体育館のメインアリーナは、本市の「中央体育館」として大規模な大会やイベントに対応していく。それから、新しい体育館のサブアリーナは、個人向けの地域スポーツの拠点として、個人がするスポーツを支えていく。それで(4)番目、各既存施設は団体向けの地域スポーツの拠点として、団体の日常の活動の場、そういう役割になりますよということでございます。

恐れ入りますが、めくっていただきまして、大きな4番と右ページの5番、これにつきましては、新しい体育館にどういう施設を備えるかという部分なんです、これは後ほど

また別で御説明差し上げますので、ここでは割愛させていただきます、右ページの6番をござんください。

この6番から後が、パブリックコメント実施後のつけ加えさせていただいた部分になります。どういうことをつけ加えたかといいますと、既存施設の整備ということで、新しい体育館がその実力を発揮していくため、そのためには既存施設の方も若干整備を入れなければなりませんよということで、隣接する狭間スポーツ広場を再整備していく。これはスポーツ振興審議会の方では、大規模な大会に対応するにはそれだけの駐車場が必要であるということで、狭間スポーツ広場を臨時駐車場にする。広場には、人口芝をひいて、もっと多目的に使えるようにしてはどうかというのがスポーツ振興審議会からの提言になっております。それから(2)市民体育館の改修ということで、今ある市民体育館の一部を改修することで、地域団体がもっと活動しやすく、そういう改修をしていくことで、今の市民体育館を地域活動の拠点によりよいものにしていくという提案を受けております。それから(3)甲の原体育館の駐車場の改善ということで、甲の原体育館については、小規模ではございますが、大会を行える施設ではあるんです。ところがちょっと駐車場が狭いがために大会に使えない、そういう場合がありますので、駐車場をどうか工夫して小さい大会を甲の原でもやれば、それだけ新しい体育館に集中することを緩和できますよという提言でございます。

それで7番ですけれども、新しい体育館の運営ということで、ここからは議案の方の基本計画の運営編というところに記載されてございます。運営につきましては、まずどうしても大会・イベントが日曜日に集中いたします。そういうことで、新しい体育館ができて、せっかく個人参加型の事業をたくさん打てるようになるんですが、日曜日に三つの大会が集中しますと、どうしてもアリーナ部分は使えなくなる。ならば日曜日の個人参加型の事業については、初めから多目的室を利用することにして、市民に混乱を招かないようにしましょうという提言がされております。

それからめくっていただきまして(2)の予約受付でございますけれども、予約の受付はどうしても大きな大会となれば3年前から予約を受け付ける必要があります。ただ、3年前から何でもかんでもという形で予約を受け付けてしまいますと、現実に市民が使えなくなるというおそれがございますので、そこに一定のルールを設けましょうと。そうすることで、できるだけサブアリーナを空けて、既存施設の予約がとれなかった市民がサブアリーナを使えるようにしていきましょうというのが 番。さらに 番では、各アリーナご

とにその役割は決めてはあるわけですが、当然その役割に応じた割り振りをした後、余りがあれば面貸しで各団体に使っていただいて構いませんよということです。予約につきましては、また後ほど詳細を説明させていただきます。

次に(3)の個人参加型事業の展開ということですが、新しい体育館ができることによって、最も前進する部分がこの個人参加型事業になります。今まではどうしても場所がなくて面貸し中心だったものですから、個人参加型事業がなかなか展開しづらい、そういう状況にございました。ただ、今度は箱がたくさんありますので、その中で多様な個人参加型の事業を展開していくことが可能になります。ただ、個人参加型事業に大きく分けて2種類ございまして、広い面積を必要とする球技系の個人参加型の事業。バレーですとかバスケット、そういったものですね。それと後は、先ほどちょっと訂正させていただきましたが、スポーツ民踊とか、あるいは児童体操教室、そういった教室系の球技ほどスペースが要らないもの、二通りございます。今の市民体育館でどうしても個人参加型事業とそれから団体向けの面貸しが両立できないかという最大の原因がこの球技系の一般開放にございます。球技系の一般開放をしていけば、団体が面を使えない。団体が面を使っていれば、個人参加型の事業ができない。これを両立させるには、どうしても球技系の事業は新しい体育館に引っ越して、新しい体育館は箱が二つございますので、新しい体育館であれば個人参加型の事業と、それから面貸し事業と球技系の事業とが両立させることができるということで、古い体育館はそこを面貸しに空けることで、本来位置づけました地域団体の活動場所という機能を発揮することができる、そういうことになります。ただ、ほかに先ほど言いました各種教室系の個人参加型の事業については、市民の利便を考えればいろいろなところで展開していることが一番いいわけです。そういうことですので、球技系以外のものについては、今ある甲の原体育館にしても、それから現市民体育館にしてもあるいは分館競技場でやっているものにしても、それは今まで通りにやっていただく。そこに新しい体育館の個人参加型事業が加わることで市民の選択肢を広げることができるということでございます。

それから、その(3)の新しい体育館における個人参加型事業のあり方ということですが、新しい体育館は、メインアリーナ、サブアリーナ、多目的室、三つでいろいろな事業展開ができます。ですので、スポーツ振興審議会の方といたしましても、ここの部分については、非常に期待をしております。場合によっては、3カ所で違う種目の個人参加型事業を展開するというのも可能になるでしょうし、そのほか充実した多目的室を使った

今までにできないようなものも打てるかなということになっております。

それで、もう一つお配りしました基本方針・基本計画どおりに整備した場合の新しい体育館の特徴という紙をごらんいただきたいと思います。先ほど新しい体育館にどのような施設を整備するかということの説明を割愛させていただきました。そこについてこの特徴とあわせて説明させていただきます。24ページをお開きください。24ページの絵とあわせて御説明させていただきます。施設面での特徴といたしまして、(1)メインアリーナとサブアリーナともに観客席を有する。この24ページの絵の3階概念図というところをごらんいただきたいんですが、メインアリーナについては、これはちょっと観客席として見づらいかもしれませんが、白抜きの部分が競技スペース、抜けているところになりますので、その周りをぐるりと囲むように観客席を配置いたします。これは「みる、みせる」という配慮が生きている部分でございます、四方から観客が見ることができる形になっております。それから右側サブアリーナの3階部分、これを、細長い棒のように見えている部分、ここが観客席でございます。長四角の長い方の辺に向かい合わせに観客席を配置するという事です。こうすることでどういうことが起こるかといいますと、特徴の方の紙の ですが、二つの大会・イベントが同時に開催することができます。会場不足に対応していくことが可能になります。それから このメインアリーナ大きい箱、中ぐらいのサブアリーナ、それから若干小ぶりの現市民体育館、さらに小さい甲の原体育館ということで、その大きさ規模に応じて大会を振り分けることが可能になります。それによってもまた会場不足に対応できるだろうと。それから、そこに で書いておきましたけれども、サブアリーナにも観客席を設けているという体育館は非常に少のうございます。町田市や相模原市なども大きな体育館を持っておりますが、サブアリーナに観客席がないということで、大会会場不足に陥っていると聞いております。

それから(2)メインアリーナ・サブアリーナを同一フロアに隣接させる。これは2階概念図をごらんください。真ん中の段です。メインアリーナとサブアリーナが同じ階に配置されております。これも非常に珍しい例でございます、これは実は狭間の土地が傾斜にあるということで可能にできたものでございます。通常サブアリーナは2階部分になります。普通の体育館を想像していただければ、1階がメインアリーナで、1階のメインアリーナの隣に諸室が入って、その上がサブアリーナとそういう配置になります。ところが狭間の土地は傾斜しておりますので、本来2階であるサブアリーナとメインアリーナが一緒の同一のフロアに用意することができます。メインアリーナの方が高い部分になるわけ

です。ですのでこういったことが可能になる。

こうすると何がいかといいますと、例えば中体連、高体連の大会などを考えたときに、一遍に予選を同一フロアでできてしまうということなんです。そうしますと、役員の数も少なくできます。箱が違うあるいは階が違うということであれば、役員が2倍必要になりますが、この形であれば役員数が少なく済む。また選手の方の移動も楽でございます。第1試合はサブアリーナ、第2試合はメインアリーナ、そういったことが可能になります。さらに選手は、サブアリーナをアップ会場にしている場合でも、メインアリーナに体を冷やすことなく移動できる。そういったことが可能になります。

そういういい面があるもんですから、最近新しくできてきた体育館の中で、大分の別府アリーナですとか、今PFIでつくっております墨田区の体育館などは、こういうふうに大きな箱を一つ用意して、3分の2ぐらいのところまで仕切って、メイン、サブを隣り合わせにできる、そういう設計になっておりますが、大分にしても墨田にしても音を遮断できません。こちらの方は箱を全く別と考えておりますので、二つの大会が可能で。

それから(3)メインアリーナの特徴ですけれども、先ほど言いましたが、観客席を四方に配置、「みる、みせる」機能を充実させている。それから、今まで説明してございませんが、全国大会というのを頭に置いておりますので、楽屋ですとか、選手控え室、それから役員控え室、ロッカールームなどメインアリーナは全国大会でも恥じない設備にする、そういうことが提言されております。

それから規模でございますが、メインアリーナ2,700㎡、サブアリーナ1,785㎡以上ということで、計画しております。この大きさは現時点では、三多摩で最大級。町田が2,400㎡、サブアリーナ1,102㎡ということですので、現時点では三多摩一番と思っております。

それからメインアリーナ・サブアリーナは大きいんですが、そのほかの施設を最小限にとどめております。したがって、述べ床面積では町田市を下回る見込みでございます。今のところ建ぺい、容積から割り出した中で大体2万㎡が最大レベルかなと考えております。町田の場合、2万4,800㎡ということ。ただし、町田も私どもの方で計画している体育館も屋内の駐車場を飲んでおりますので、この屋内の駐車場をひいて考えますと、町田市は2万㎡。私どもの方が大体1万5,000㎡ぐらいかなと。まだこれについては、設計になってから明らかになってくる部分でございます。観客席も今の段階では、箱の大きさに合わせまして最大級になっております。今のところ私どもの方では、仮設席、

それを考慮してございません。固定席だけで考えております。町田の場合は、固定席が1,800、可動席が1,000ということで、ここについては、固定席のほかに当然可動席というものも出てまいりますので、観客席についても一番になるであろうと考えてございます。恐れ入りますが、裏面を見ていただきたいんですが、駐車場、これについては先ほど申し上げましたとおり、隣接する狭間スポーツ広場を臨時駐車場にということで考えております。

それから2番目、運営面での特徴でございますが、多彩な個人参加型の事業が可能になる。これは先ほど御説明差し上げました。

それから(2)で市民を優先するための予約方法、ここは非常に特徴的な部分になっていると考えております。恐れ入りますが、33ページをお開きください。33ページの右側、ちょっとページが入ってない、申しわけございませんが、こちらの織り込んであるものを開いていただきたいんですが、全国大会等に対応するために、施設を使用する年度を3年度前から予約可能ということに先ほど御説明差し上げました。ただ、体育館ですので、当然スポーツに使う場合を優先したいと、そういう意向が審議会の方で働いております。すなわちスポーツの大会については、3年前から予約が可能ですよと。ちょうど新体育館真ん中辺の横にいつている矢印のところですね。ただ、イベントについては、それより後でないと予約を受け付けませんという形でございます。さらにスポーツ以外のイベントの場合、先ほど言いましたが、日曜日に大会が集中いたしますので、日曜日を含むものと含まないもので時期をずらす。日曜日を含まない、例えば夜にコンサートをやるとかという話であれば、日曜日ではないから先に予約していいよと。日曜日を使うイベントについては、1年前でないと予約はできませんよというのがスポーツ振興審議会の意向でございます。それから、先ほどいいましたとおり、市民の優先をするために、サブアリーナを空けておきたいという意向がございまして、その下に表を書いておりますが、大会の場合は、メイン、サブ両方の予約、メインだけの予約、サブアリーナだけの予約、これはオーケー。だけれどもスポーツイベント、その他のイベントについては、サブだけの予約というのはだめですよという形になっております。そのところが の既存施設の日程調整会議結果の反映ということで、これは八王子独自方式になると思いますが、既存施設の翌年度日程というのは、日程調整会議の中で決めております。ただ、それで思うところがとれないということで今まで施設不足という話になっていました。ですからその既存施設の日程調整会議で、思うところがとれなかった団体を新しい体育館で受け入れると。そのためにサブ

アリーナを空けておくという予約方法でございます。以上がこの議案の概要でございます。

それからもう一つ、参考資料として、今後のスケジュールと書いてある紙が配ってあるかと思うんですが、よろしいですか。今後のスケジュールですが、この基本方針・基本計画（案）を公表できることになれば、それにあわせてP F Iの導入可能性調査を行うための事業者募集を行います。それでそのP F I導入可能性調査の結果がP F Iによることがふさわしいと、そういうことになればP F I法に基づく手続にのっとりまして、P F Iの手続を進めていく。事業者の募集・選定・公表につきましては、その括弧くくりの重なっている部分ですが、恐らく21年度末から22年度にかけてになるであろうと想定しております。

それからちょっと余談ですが、下の方に八王子市としても初めて取り組むものなので、P F Iとは何ぞやということで、そこに簡単に書かせていただきました。プライベート・ファイナンス・イニシアティブということで、民間の資金と経営能力・技術力を活用して公共施設の設計・施工・管理・運営を行う公共事業の手法ですよということになっております。設計・施工・管理・運営を一括発注ということで、コストを削減することができます。また、民間が民間から資金を調達することによりまして、民間同士の経営に対するチェック、これが強力に働きますので、経営状況の監視ができるということになっております。

それから、本市の体育館については、P F Iいろいろな方式がございますが、B T O方式のサービス購入型、ちょっとややこしいので下の方に書いてございますが、これを想定しております。B T O方式というのはどういうことかといいますと、建てて所有権を移転して管理運営する。その下に矢印で縦に書いてございますが、民間が資金を調達して、施設を建設いたします。このための市がお金を用意しなくていいんですね、最初の段階では、それで建設した施設の所有権を今度は民間側が市に移転します。市は所有権を受けます。ただ、それはP F I事業期間分割払いで施設を買い取っていくと、そういうことでございます。民間事業者はそのかわり土地に対するお金を用意する必要がございません。借りるわけでもなければ買うわけでもない。さらに所有権は市に移転しておりますので、固定資産税、償却資産税というものもかかりません。それが民間側のメリットです。最後に民間が管理・運営することで、民間のノウハウを活かした優良なサービスを市民が受けることができる。それと設計・施工すべて運営まで一括で発注いたしますので、民間事業者が運営する際に、設計上のロスが一切ないというのが大きなメリットだと思います。運営をに

らんで、運営しやすい設計を運営者がつくる。ここが一番大きなメリットであろうと考えております。

以上でございます。

小田原委員長 スポーツ振興課の説明が終わりました。ただいまの説明について御質疑、御意見含めてありましたらどうぞ。

なければちょっと私の方から。一番最後に言われた話がよくわからないんですけども、公設の公営でやってきたわけだ、今までは。その場合に、運営しやすい形での設計というのはできなかったんですか。

遠藤スポーツ振興課長 これは、運営をあわせて一括してできるというところにメリットがありまして、今までの公設、公営であってもそれは運営の方法としてはしやすい方法ではありました。

小田原委員長 P F IとかB T Oのこれだから運営しやすい形にできるからという話で終わる話ではないです。もっと別な部分でしょう。

遠藤スポーツ振興課長 P F Iになりますと、やはりイニシャルコストが説明したとおりかかりませんので、その部分は市としてもメリットはございます。また運営も別に発注するわけではございませんので、使いたいような体育館を建設段階からすべてできるというメリットがございます。

橋本スポーツ振興課主査 設計上のメリットといいますのは、今までのやり方ですと、市が設計をして、まず箱ができてしまいます。その後、運営者を募集する。例えば指定管理者であれば、指定管理者を募集するということで、指定管理者が、私の運営ではこの設備は使いませんという設備まで最初につくってしまう可能性があるわけですね。ですので、そこを設計・施工一括発注でやれば、運営者が自分が運営しやすい形での設計になるということで、当然必要な部分はここに書いてございますので、これだけは絶対に守りなさい、これ以上の施設にしないというのにはこれに書いてございます。そのほかの細かな部分で入り口をどこにつけるとか、こういう形の方がうちの会社はアピールできるとかという、運営事業者が自分の運営のための設計をすることが可能だということです。今までのように、市がつくって、それを指定管理者とかという話になると、指定管理者はその運営事業を受ける能力があって、それをやるにしても例えば和光市の体育館なんかでは、実は使われていない部屋があるというような話も聞いてございます。そこが、行政が設計して民間が受けるというのとは大きく違うところです。

水崎委員　　今の話の続きですけど、基本方針・計画に入っているこの内容は盛り込んで、それは落とさないできちんと取り入れてやってもらえるということですか。

橋本スポーツ振興課主査　　これは最低水準です。要求水準と申しまして、これが最低水準、これ以上のものをつくりなさいという要求をしております。

水崎委員　　八王子市でこういうような方式をとっている施設というのはない、今回初めてなんですか。

橋本スポーツ振興課主査　　それも初めてでございます。それで、ここで導入可能性調査というのをかけることになります。

小田原委員長　　ある建物としては、高陵の後は東京都がP F Iで……。

いかがですか。では、私の方から。37ページに要望事項がありますけれども、この中でかなり踏み込んでいると思われるんだけれども、これはとてもだめだったというようなのはどの部分になりますか。

橋本スポーツ振興課主査　　まず一番大きいのは、パブリックコメントでも繰り返し要求が出てございますが、弓道場、プール、それからライフル射撃場でございます。これについては、スポーツ振興審議会の中の議論で、とにかく施設全体が足りないので、少しでもいろいろなものに使える施設という、そういうテーマで話が進みました。ライフルにしても弓にしても水泳にしてもそれ以外に使えないということで、審議会の方で将来的にはどこかに整備すべきだけれども、この体育館はそれはちょっと用意できないと、そういう結果になっております。

小田原委員長　　あと比較の中では町田が取り上げられていたわけなんだけれども、町田が相手ではないんですね、実は。例えば墨田も例に出ましたけれども、墨田と比べたらどうなのか。それから東京都体育館からはずっと小さくなってしまっただけけれども、各種団体がいてところの国際大会というものが、もうこれで十分三多摩、あるいはここに含めてもうちで開催できるんだというふうな、そういうふうに言い切ることができる。

橋本スポーツ振興課主査　　まず初めに、町田の話ですけども、やはり町田の体育館が素晴らしいことは、こちらスポーツ振興審議会の委員も皆さんが認めているところで、それで比較の対象に出させていただいております。それから、規模なんですけれども、さすがに東京体育館には及びませんけれども、スポーツの場合、種目によって使う面積、それから観客収容数、それが種目によっていろいろさまざまですので断言はできませんが、種目によっては国際大会というのも可能なものが出てくるかとは思いますが。少なくとも国体レ

ベルはクリアする形での要求水準という形になっております。

あと墨田との比較ですけど、墨田よりは大きいです。墨田の場合は、たしか3,000数百㎡。うちの方がメイン・サブ合わせまして、4,500ということで、先ほど申し上げましたのは、墨田は1アリーナということで、一つのアリーナをメインとサブに区切る形になっています。ですので。

小田原委員長 メインだけ。

橋本スポーツ振興課主査 すべてをメインに使う場合には墨田には負けます。そのかわりメインとサブを足した面積では、墨田を上回るということです。

小田原委員長 それでも不足な部分なんです、実は。ぎりぎりのところでいっていると思うんだけど。これでいうと西の方がまだ空いているわけだね。それをそのまま先ほどの多目的広場とか臨時駐車場に使うというふうな話があったんだけど、それをもっと広げてもうちょっと規模を大きくして、もっと使う幅が広がるようなことは。

橋本スポーツ振興課主査 申しわけございません。これは土地を別々に国から買ってございまして、国から取得したときの取得条件の中で、この半分の中におさめなければならないことになってございます。それなので申しわけないんですが、これを一体として使うということができないということになっています。

小田原委員長 そこを何とかという話はできないんですか。

遠藤スポーツ振興課長 そこは調整をしてみいました。その中でやはり西側の部分というのは、スポーツ広場ということで、あれは市のものになっているんですが、そこを併用しますと、もう一度、要するに全体的な見直しの中で費用的なものも出てくるという話がありました。ですからあくまでも今建てるところは、体育館、博物館で購入したところです。

水崎委員 新しい体育館を建てるのに、個人参加型をかなり重きを置いてくださった。あと市民優先ということで。こういう方法が導入しても、ぜひそこら辺はやっていただきたいなと思うのが一つ。あと先日、平成25年が一応完成予定とお聞きしたんですけども、25年は国民体育大会があると思うので、それに間に合えばということも頭に入れての計画なんですか。

橋本スポーツ振興課主査 市民優先、それからその部分につきましては、スポーツ振興審議会の方の委員が一番気を遣ったところございまして、というのはスポーツ振興審議会の委員がすべて今施設不足に困っているわけなんです。ですから仮に民間が入ったとし

ても、必ず市民の活動領域を守れと、それをきつく言われていますので、それは運営事業者がどういう事業者になろうが、この計画どおりの運営をしてもらうのであれば、かなり守れる、今の段階では必ず守れる。ただ、需要が今後どうなるかわかりませんが、少なくとも今の段階では必ず守れると考えております。

それと国体につきましては、国体に何としても間に合わせろという指示は受けてはおりません。

遠藤スポーツ振興課長 国体は、前年にプレ大会もございますので、当然そのときには間に合いませんので、今のところは視野に入れてございません。

小田原委員長 オリンピックは。

遠藤スポーツ振興課長 オリンピックについては、報道されているように、コンパクトでやるということが言われております。仮に来たとしても練習会場等は当然もし要請があれば協力はしていきたいと思いますが、今のところまだ決まっておられませんのでわかりません。

水崎委員 今回のこの件とはちょっと違うんですけれども、甲の原体育館は駐車場がとめられない場合があるということは市民からも恐らく声が出ているのかなと思うんです。先日ちょっと課長にはお話ししたんですけれども、あそこに少年鑑別所がありますよね。あれが移転するんだという話も出ていると思うんですけれども、もちろんあの土地は八王子のものではないんだろうと思うんですけれども、あそこにいい形で八王子が使えることができれば少しそこら辺もうまくいくのかななんて思ったりもしたんですけれども。まだ、決まっていないと思うんですけれども。

遠藤スポーツ振興課長 婦人補導院につきましては、まだ全然話もございませんので、今の段階で私どもがどうするということはとても申し上げられないんですが、何かそういうことがもし改善できれば、今婦人補導院とは別に駐車場の関係はもしできるようなことがあればしていきたいと思っておりますけれども。

若林生涯学習スポーツ部主幹 この体育館の駐車場のことにつきましては、近くにあります工学院大学さん、こちらの方の駐車場を大会等使用する際には、私どもが申請すれば使わせていただけるという約束になっております。また逆の場合もありまして、向こうが何かやる際には、甲の原の駐車場ということもございますので、お互いに協力し合って駐車場の箇所については、今努力している最中でございます。

川上委員 すみません、24ページのところなんですけど、このサブアリーナとメインアリー

ーナが同面につくれるということが、傾斜地だからという理由がわからなかったんですけども。

橋本スポーツ振興課主査 すみません、説明が足りずに申しわけないです。こういうふう
にちょっとご想像いただきたいんですけども。

川上委員 これはどちらが駅側になるのですか。

橋本スポーツ振興課主査 駅側が大きい方でございます。大きい方が駅側になります。駅
側に向かってこう傾斜が上がっておりますので、こちら側に低い方にサブアリーナを設け
れば、低い方の2階と高い方の1階が同じになるということです。サブアリーナの下には、
トレーニング室とかラウンジとかがございます。メインアリーナの一番端の部分が一番高
いところになります。一番高いところになりますので、こちら低い方がサブアリーナを持
ち上げてしまいます。サブアリーナを持ち上げてしまうことで、メインアリーナの1階部
分と同じ面にできるんですね。

川上委員 どこだってできるのではないですか、それでしたら。

橋本スポーツ振興課主査 いえ、メインアリーナを持ち上げることができないんです、普
通は。

小田原委員長 持ち上げるのではなくて、これが地面。こういうことだ。

橋本スポーツ振興課主査 そのとおりでございます。

川上委員 わかりますけれども、それが傾斜地だからという理由にはどうして。

小田原委員長 土を削らなくて済むということですね。

橋本スポーツ振興課主査 そのとおりなんです。ですから駐車場が地下っぽくなるんです。

和田委員 ちょっといいですか。基本的な用語を教えてくださいんですけども、この
概要の3番のところにメインアリーナは本市の「中央体育館」という表現がありますよ
ね。これは、メインアリーナだけを中央体育館という名称で呼ぶんですか。ワンフロア
になっていますよね、一つは。それから、体育館全体の施設をどのようなふう呼んで
いくのかというのが1点と。もう一つは、今後の使用料金については、どんな経過で決
定されていくのか、その辺をちょっと教えてください。

遠藤スポーツ振興課長 中央体育館というその名称ではございませんで、中心的な体育館
として活用していくという意味でございます。それとあと料金でございますけれども、
料金については、今後やはり施設の料金という形で決定していかなければなりませんの
で、まだ今のところいくらということは決まっております。

和田委員 予想されることとしては、上がっていく可能性はあるんですね。

遠藤スポーツ振興課長 当然、メインアリーナ、広いアリーナでございますので、そことサブアリーナの料金についても当然違うというふうに考えております。ですから、その料金に合う施設というんでしょうか、そういうふうな考えの中で料金は決定していくというふうに考えています。

若林生涯学習スポーツ部主幹 料金につきましては、主なイベント等大きなスポーツ大会ということになりますと、そういう部分での料金設定は……特に料金をとるような大会になれば、当然通常の料金より2割増しというようなことになってくると思います。それとあと広いですので、空調代とかそういうものも相当かかるのではないかとということで、その辺例えば空調を使う場合と、使わない場合とか、いろんな要素は出てくるかなというふうに思っております。ただ、市民の方が今の市民体育館と同じような利用をする場合は、余り大きな差をつけることは難しいのではないかとというふうな考えであります。

和田委員 その料金はどこで決めるんですか。どういう市の方で決めていくんですか。委員会が何か設定するんですか。

遠藤スポーツ振興課長 そうですね。市の方で当然、この体育館だけではございませんので、全体的な中で料金は決めていくことになると思います。

小田原委員長 ここで決めて議会にかけるのでしたっけ。

遠藤スポーツ振興課長 そうですね。当然教育委員会の方にもお諮りしていくようになると思います。ただ、使用料の条例がございますので、その中でもちゃんとした整合性というんでしょうか、とる必要があると思いますので、それを調整してまた提案したいと思っております。

小田原委員長 P F Iであっても条例に従うという、そういうことの意味でいいですか。

若林生涯学習スポーツ部主幹 使用料につきましては、以前庁内に使用料利用等の検討委員会というものがございましたが、今現実にはちょっと機能していないという状況でございます。ですから、今後ちょっとはっきりしたことは明言できませんけれども、非常に大きな利用料の新設ということになりますので、教育委員会の意向も聞いて、最終的には市の方の経営会議にかけて、市としての意思決定をして、議会に上程するという運びになるかと考えています。

小田原委員長 そのほかいかがでしょうか。

川上委員　　ちょっと基本的に。これは、どこに出すんですか。どなたが読むんですか。

小田原委員長　　ここが通れば市民に公表、公開するということになる。

若林生涯学習スポーツ部主幹　　これは、教育委員会の方でこれでいいということになりますと、あとは今度は八王子市としての意思を決定するということが必要になります。あと先ほど説明にありましたが、PFIということになれば、今後1年ぐらい、1年前後になるかと思いますが、具体的な契約議案で、そういうものを市長の方から議会の方に提案をして決定をするということになります。ですから、これはあくまでも教育委員会の方での教育委員会からスポーツ振興審議会の方に基本方針・基本計画を諮問しておりますので、それに基づいて答申がございましたので、まず教育委員会の方で意思決定をしていただきます。その次に、これを経営会議の方へかけて意思決定をするという運びになります。

川上委員　　その意味とあれはよくわかるんですけども、もしこれを表に出すんでしたら、もっともっと細かく見て、それからもちろん御要望でいろんな方の御要望が出たんですけども、やはりここに文面に書きあらわす文言というかな、にふさわしくないような書き出しはやはりそのまま出てきたとしても、何とか統一した方がよろしいのではないかというふうにちょっと思いました。全部読みましたが、ちょっと間違いもあるし、後でまた。

小田原委員長　　例えば。

川上委員　　例えば何かのようなものが多いとか、そういう表現というのはちょっと余りふさわしくないのかなという、こういうもののようなという感じで。何かのような体育館が希望として出たということですよ、最後の資料のところにも出ているんですけども。要望ですか、何かちょっと文字の間違いとかがあるので。

遠藤スポーツ振興課長　　その辺はもう一度読み返してきちんとしていきたいと思います。

小田原委員長　　この概要のところにも今の話の影響で言えば面貸しという言葉に対して、個人型スポーツという、これは全然対比にならないんだよね。そういうのも、面貸しというのは業界用語なのかどうか知りませんが、個人型。

川上委員　　それはちゃんと中には書いてあるんです。でも変なところにちょっと書いたりとか、個人参加型はこういうもんですというのを書いてあるんですけども、最初から読んでいくと、それがぼんと出てきたときにわからない。いや、要望は要望でまとめてあるとか何かまとめないと、全部読むと本当に全部わかるんですけども、ちょっとそのような気がします。最初から読んでいくとそういうふうに。

小田原委員長　　そういう表現についてされましたので、いずれにしてもこれが教育委員会

で出たとしても、財務当局が現在の財政状況からこのとおりの計画で認めてもらえるかどうかというのは、楽観を許さないだろうし、議会もあるでしょうから、市民の要望をできるだけ酌んだものとして、これは私たちとしては提示して、ぜひ建設に向けて努力を結集していかないとできるものではないだろうというふうに思いますので、また引き続き御努力をお願いしたいと思います。

ということでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 御提案された52号議案につきましては、このように進めることについて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 異議ないものと認めます。したがって第52号議案は、御提案のとおり決定することにいたしました。

お疲れさまでした。

小田原委員長 では、引き続いて日程の第6、第53号議案、八王子市文化財保護審議会への諮問についてを議題にいたします。

渡辺文化財課長 第53号議案、八王子市文化財保護審議会への諮問につきまして、八王子市文化財保護条例第44条に基づきまして、文化財指定の諮問をするものでございます。説明につきましては、文化財課主任、土井から行います。

土井文化財課主任 お手元の今、課長の方から説明がありましたが、その下でございます。一応2件ということで、これを文化財保護審議会に条例の規定に基づいて諮問をするということでございます。

1ですが名称が千人同心組頭三木家三代の肖像画5点でございます。別表と別図がついておりますが、その番号に対応する別表、別図1から5がこれに該当します。別表の方から見ていただきたいと思いますが、1、絹本千人同心組頭9代三木十郎左衛門幸光肖像画。作者は不明でございます。およその制作年代が文化年間。それから、2番目が紙本千人同心組頭三木十郎左衛門幸光夫人津弥肖像画でございます。これについても作者は不明でございます。およその制作年代は天保年間だというふうに考えられます。3番目が絹本千人同心組頭10代三木孫三郎茂堯肖像画でございます。この作者は、平井村、今日の出町で活動していました森田五水という作家でございます。これは、森田五水の制作した年代

が絵に入っておりまして、安政の5年にほぼ特定してもいいかなというふうに思われます。それから4番目が、紙本千人同心組頭三木孫三郎茂堯夫人屋與肖像画でございます。これについては、作者は不明でございます。およその制作年代は、文政年間に比定ができるというふうに考えられます。5番目が、絹本千人同心組頭11代三木愛之助栄攄の肖像画でございます。これについては、椿椿山という署名が入っているんですが、恐らく絵の中に出てくる干支から見ると、天保8年ころの制作だというふうに考えられます。

この説明をそこに書いてありますが、この肖像画は、千人同心組頭を代々務めてきた三木家に伝えられたもので、9代幸光、妻津弥。十代茂堯、妻屋與。11代栄攄の三代5名のものでありまして、このように5名もの肖像画が残されているということは、他に例がなく、その中に婦人像が2点も含まれているということは、かなり珍しい例でございます。幕末期の千人同心組頭クラスの生活の様子を知る上で貴重な歴史資料であるということで、文化財指定を諮問させていただきたいということでございます。

もう1件は、名称が、天然理心流師範増田蔵六肖像画でございます。これは1点で、別表・別図の6番目です。別表でいいますと、天然理心流師範増田蔵六肖像画という名称で、作者は先ほどの三木家の10代孫三郎を描いた森田五水と同一人物であります。これについても五水の制作年齢が記入されておりまして、慶応2年にほぼ特定できるだろうというふうに考えています。

説明ですが、増田蔵六は戸吹村の千人同心坂本家に生まれ、千人町の組頭増田家の養子となった。天然理心流二代目近藤三助に入門し、三助亡き後、初代近藤内蔵之助の高弟小幡万兵衛から三術の指南免許、三術というのは、剣術と柔術とこん棒という棒術の三術の指南免許を受け、多くの門弟を指南した天然理心流の実質的な継承者である。この肖像画は、平井村の絵師森田五水が描いたもので、八王子の剣術に関する歴史資料としては貴重であると、このようなことで指定を諮問したいということでございます。

以上でございます。

小田原委員長　　ただいま文化財課からの説明は終わりました。本案について何か御質問ございませんか。

特にないようでございますので、それでは、いいですか。

川上委員　　指定番号は何番になりますか。

土井文化財課主任　　まだこれから答申を受けまして、それでここで決定をさせていただくと。答申を受けて決定をさせていただくと。

川上委員 今までに幾つ。

土井文化財課主任 今までに205点ですね。

小田原委員長 有形文化財が。

土井文化財課主任 いや、全八王子市の指定文化財が205点。

小田原委員長 そのうちこういうたぐいの絵画は。

土井文化財課主任 絵画は今まで少なく、参考資料としてそこに付けてございますけれども、3件、4点でございます。

小田原委員長 3件、4点。

渡辺文化財課長 今、指定文化財目録というのがございまして、これは国と東京都も含めて、指定の一覧でございます。八王子市にあるものでございますが、お手元にっていないと思いますので、後ほどお渡しをしたいと思います。

土井文化財課主任 参考資料としてここに付けてございますけれども、絹本着色大内図巻というのと、その後ろに、それから絹本着色関根伝次郎光泰寿像・絹本宝珠図というのと、それから、紙本墨画松原庵星布尼自筆自画像というのが3件、4点指定されております。ただ、指定の年月日が昭和30年代という割合と初期のころでして、それから後こういう絵画はほとんど注目をされないできたところでございます。ここでいろんな研究成果、千人同心史の編集だとか編さんだとか、それから天然理心流の展示のための調査だとか、いろんなことがわかってきましたので、ここでぜひ指定して保存させていただきたいと思っております。

小田原委員長 ということでございます。

では、お諮りいたしますが、議題となっております第53号議案につきましては、御提案のとおり文化財保護審議会に諮問するということによろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 御異議ないものと認め、第53号議案については、そのように決定することにいたしました。お疲れさまでした。

小田原委員長 次に協議事項となります、卒業式及び入学式における「お祝いのことば」についてを議題に供します。本件について教育総務課から御説明願います。

天野教育総務課長 それでは、ことしの卒業式、それから4月の入学式における「お祝いのことば」について御説明させていただきます。説明は後藤主査から行います。

後藤教育総務課主査 では、協議事項、卒業式及び入学式における「お祝いのことば」について御説明をさせていただきます。では、お配りしてございます協議事項資料に沿って御説明いたしますので、ごらんいただきたいと思います。

まず、教育委員会として小学校の教育課程の修了者、また中学校においては、義務教育を終えたことに対してのお祝いと、あと入学ということで新しく小・中学校に入学される児童・生徒の門出をお祝いいたしまして、御本人と保護者や教育の関係者に対して祝辞を述べるものを目的としております。

構成につきましては、資料をごらんいただきたいんですけども、卒業式におきましては、まず冒頭の部分で卒業生に向けたお祝い。次の段で新たな旅立ちに向けての心構え。その次の段では、家族、保護者へのお祝いと教育関係者へのお礼という形で結んでおります。こういう構成になっております。入学式につきましては、新入生に向けたお祝い。学校生活での目標、心構え。続いて家族、保護者へのお祝い、保護者への理解、協力を訴えまして結びというような形になっております。

内容でございますけれども、昨年の文案に教育委員の方の御意見等をいただきまして、事務局の方で作成の方をさせていただきました。ページをめくっていただきますと、5種類の文案がついております。まず最初は、中学校の卒業式。こちら左側が今年度のお祝いのことばということで事務局案でございます。右側が前回の19年度の中学校卒業式のお祝いのことばで、変更部分等、全体に及ぶものですから、新旧対照表のような形ではちょっとつくれなかったんですけども、参考ということで右側のページに載せております。

続いてのページが小学校卒業式。続きまして高尾山学園の卒業式のお祝いのことば。続きまして21年度の小学校入学式のお祝いのことばの文案と、最後に中学校入学式のお祝いのことばということで、同じように左側のページが今回の文案と、右側が前回の文案ということでお示しの方をさせていただいております。こちら主な変更点といいますが、事務局の方の考えとしまして、中学校の卒業式、これは全部に言えることなんですけれども、家庭での教育という部分で子どもたちに対しては自分のことを大切に思うことと、相手への思いやりといいますが、相手を思いやる気持ちも持つように日ごろから家庭において教育をしてくださいというような部分と。あと中学校の卒業式については、義務教育が終えたということで、これから将来自ら選択して、新たな世界で夢の実現に向かって、期待していますというような言葉を入れさせていただいております。

次のページの小学校の卒業式におきましては、やはり家庭での教育の部分と、あとは中

学校に行っても中段になりますけれども、困難や失敗をひとつひとつ乗り越えながら成長して行ってくださいというような励ましの言葉を入れてございます。

あと高尾山学園の卒業式のお祝いのことばについては、家庭教育の部分がポイントでございます。

あと21年度小学校の入学式の部分については、家庭教育の方は同じなんですけれども、今までは学校がどのような指導をしていますというようなおことばだったんですが、それに加えて学校だけでなく、家庭でもしっかり教育してくださいというような部分が、後半のところに加えてございます。

最後に中学校の入学式のお祝いのことばについては、家庭教育の部分、ほぼ昨年度と同じ内容ということで、おことばの方を事務局の案ということでつくらせていただきました。

1枚目に戻りまして、式典の日時でございますけれども、中学校の卒業式が3月19日、小学校の卒業式が3月24日、小学校入学式が4月6日、中学校入学式が4月7日ということで、式典の方を予定しておりまして、この祝辞につきましては、市長、副市長、あとは教育委員の皆さんや、部課長にも祝辞、メッセージを伝えるために式典の出席の方をお願いしているところでございます。

今回、協議事項ということで、この文案の方を提出させていただきました。お目通しいただきまして、ご意見等あればそれらを踏まえて、また事務局の方で平成20年度、21年度のお祝いのことばということで、作成の方をして決定の方をしていきたいと思っておりますので、決定については、あらかじめ教育長の方に事務をお任せいただければと思っているところでございます。

私からの説明は、以上でございます。よろしく願いいたします。

小田原委員長 教育総務課からの説明は終わりました。

石川教育長 ちょっといいですか。最初の1行目のことばを、中学校の卒業式で見ると、風薫るという、これを私は直したんです。風薫というのはやはり若葉のころで初夏ですから、春ではおかしいんですよ。だから直してるんだけど、これは直っていない。

これは必ずしも天気とばかりは限らないので、雨の日があったり、雪の日があったり、曇りの日があったりと、幾つかパターンをここだけ考えておいてもらいたいんです。そうしないと、部課長の皆さん、困ると思うので。

小田原委員長 これは春のよき日ではなかったっけ。

天野教育総務課長 そういう、前回までは春の日差しということで、原案の方をお示しさ

せていただいたのですが、やはり当日の天候等もございまして、どういう形にでも使える
といたしますか、という言葉にということで、変更の方はさせていただいておりました。

今回、教育長の方からご指摘の方をいただいておりますので、いろいろ何種類か、パタ
ーンについて、考えさせていただいてお示しの方はさせていただきたいと思えます。

小田原委員長 頭の言葉が、どんな槍が降ろうが大丈夫なような形にしておいていただ
ければと思えます。

そのほか、いかがでしょうか。

和田委員 文章なんで、それぞれの思いがあるとは思いますが、私がいただいて、い
ろいろ読ませていただいた中で、採用・不採用は別として、卒業式の中で言えばいろんな
将来のこれからの道のりのことを話をするとき、最初に、すぐに困難に直面しとか、挫
折しというような言葉を使いますよね。私は、最初には、夢を語るべきだと思えます。
将来に向かって夢を語ってから、その中に困難とか挫折とかという話が出てくるのではな
いかということで、内容については、まずご指摘をさせていただいたんです。

特に、高尾山学園の子どもたちに対して、環境の変化に戸惑い、困難に直面、こういう
ことを高尾山学園の生徒に対して、最初に語るのではなくて、もっともっと夢を語って、
これから楽しいことがいっぱいあるし、自分の夢をかなえるような、そんな機会になるの
ではないかということを前提にまとめていく必要があるのではないかということは、申し
上げたところなんですけど、それが一つあります。

それからあとは、話の書き出しのところですけれども、小学校の入学式の状況を、私も
何回も見てきているんですけども、最初の小学校の入学式に、この春のよき日に入学の日を
迎えられた新入生の皆さんって言うんですけど、幼稚園から上がってきて足ぶらぶらし、話
を聞くところでない子どもたちに対して、こういう難しい言葉を言うのではなくて、まず
最初、呼びかけをしていくということが必要になってくると思えます。

それで、もし、言葉の前にそれぞれの参列者が、あるいは、読み上げる方が声かけをす
るのであればいいんですけども、小学生の入ったばかりの子どもたちの状況を見たときに、
こういう書き出しの文って本当に必要なんだろうかっていうふうに思っています。

あの状況から見ると、早く終わらせてあげたいのと、もっと登壇した人に注目させる意
味で、こんな難しい言葉を最初に使う必要がないのではないかというふうに、私は思っ
ています。

これは、それぞれの思いで書いているので、直すとその人の考え方になってくるので、

そういう意味でいろいろ指摘をさせていただいたところです。これは意見ですので、別に修正どうこうということではないんですけど。

水崎委員 　実は、私は、去年教育委員という立場で、初めて卒業式、入学式に出たんです。それまでは、壇上でしゃべるときはPTAの会長という立場でしゃべっていたんで、私は親の思いという、それを込めてしゃべったんです。そうしたら、伝わったかなっていう感想は自分でも持っているんですけど。教育委員として壇上に立ってしゃべるときに、その内容というのはどれがいいのか、正直私はわからなくて、つい保護者という感覚で、意見を言うってしまうなというところで、ちょっと心配はしたんですけど、この前の話のときに教育長が、校長とは違うんだと、教育委員会という立場での言葉なんだと。そういった話がここでも出たと思うんで、だからそこら辺、どれがいいかっていうのは、私も正直わからないんです。ただ、当日は、少しこれをもとにして自分でしゃべりやすい言葉に少しかえてしゃべらせてもらうこともこの前はありました。でも、どれが教育委員会としてふさわしい文章なのかというのは、正直未だにわかりません。ただ、参加している人たちからは、教育委員会の話は面白くないというのは今までもよく言われてしまうんです。そこは、何とも私にはわかりません。

川上委員 　私が経験したので、このとおり書いていただいものを読んだんですが、何回も練習していくんですけど、声のトーンを変えて。

小学生でした、非常に印象的だったのが、きょうはご入学おめでとうございまして言ったら、ありがとうございますって、全員そろって言ったところがありました。

ですから、読むのでも、字読むのと、そこにどういうふうに伝えるかというのは、その場によってその状況によって違うのかなというふうに思いますので、和田先生のおっしゃることもよくわかります。

小田原委員長 　教育委員会のお祝いのことばというふうになっているわけなんだけれども、そもそもは教育委員会の告辞というのを引きずっていますから。教育委員会としての姿勢、思いは伝えなければいけないだろうと。その伝え方は、小学校1年生と中学校1年生とは、当然違うし、高尾山の場合も違って来るだろうと思いますけど。

ただ、それを別々にそれぞれの人が勝手にしゃべっていいですよという話になると、教育委員会の告辞にはならない、それぞれの立場でのごあいさつということになってしまうから、殊、教育委員会として出かけて行く必要がなくなるだろうというのがあるわけで、だからこういうのをご用意するわけです。

教育委員会で話が面白くないという、その面白くないのは何で面白くないかということですね。それはおもしろい話を期待していたら面白くないということになる、教育委員会だから。何を伝えようとしているかということが子どもたちに対しては、おめでとうというふうに、校長の言葉を受けて語りかけていく、1年生の場合は。それは、求められているだろうと思う。あとの半分以上は、教員と親に教育委員会はこうなんだということを語るわけです。それは、その部分があって仕方がない。その部分で、耳に痛ければ面白くないということになるだろうし、教育委員会としてしっかりしたことを言ってくれるなどいえば、喜ぶんだらうというふうに思います。

水崎委員　私が今言った面白くないというのは、恐らく、読む方に正直よるんです。私、何回か式に出た中で、どなたか忘れましたが、たぶん教育委員会ではない市の職員のどなたかだったと思うんですけど、とってもわかりやすく、すごく上手だな、伝わるという読み方をしてくださった方もいらしたんです。そうかと思ったら、ちょっとあがってしまわれて、ただひたすら下を向いて文章を読んで終わってしまったという、恐らくそういう印象が下で聞いている者にとったらあるのかなと思って、委員長、川上先生もおっしゃったけど、前もってある程度何回か読んでおいてもらって、当日読めば、幾らかはゆとり持って、その場に立てるのかなと思うと、そういうのも面白くないという感想の中では、関係あるところなのかなと思いました。

小田原委員長　見てればわかるではないですか、いろいろあるというのを、見ていればわかるではないですか。そういう人たちに率先して、みんなに言ってもらうのがいいのか、もうやめてしまう方がいいのか、そういう話になるかなと思うんです。

何かそういう和田委員は、ご意見としては申し上げるけれども、具体的にこうするという話になってしまうと、どっちかという直しようがなくなってしまう、全部書き直さなければいけない、自分の頭の言葉から始まって、全部自分の思いになってしまうから、書き直さざるを得なくなってしまう。これは、私も今まで、何回もいろいろ注文をつけてきたけれども、もう直しようがないという感じがするんです。どうしようもない部分というのがあるから、これはこれでいって校長先生の言葉を受けながら、どういうふうにかえていかなければいけないかというか、考えをですけど。かえようがない。今、和田委員から指摘された一番大事なことは、すぐ困難にいつてしまうから困るわけです。

僕ら、子どもものときには、前途洋々と開けているとか、皆さんの胸に希望があふれ出たでしょうとか何とか言った後に、こういうふうにつなげていくことにしているんですけれ

ども。

和田委員 例えば、これもちょっと指摘させてもらったんですけど、高尾山学園の卒業式の言葉の中でも、4段落目のところに入り方が違うと思うんです。この4段落目のところに、ここでいきなり最初に、変化に戸惑い、困難に直面と、その次に困難や失敗っていうことが出てくるでしょう。そうではなくて、私が直したのは、4行目からまずこの皆さんの進む前には、皆さんの夢を実現する世界が待っていますという、そういう呼びかけをまずみんなにして、それでもこういうときがあったときには、みんなを支えてくれる周りの人がいるんだよというふうにしたらどうかと提案をさせてもらったんです。

そういう前後するだけでも、随分意味合いが違ってきて、いろいろ課題を抱えているお子さんもいらっしゃる中で、困難や失敗とかというばかりを繰り返すのでなくて、まず夢を語るようなそんな文章であっていいのではないかなというふうに思っているんです。

細かいところですけど、スタンスがいきなりこの言葉が出てきているというところが、ちょっと気になるころではあったんです。直すとすれば、その辺の入れ替えをするぐらいのところがあってもいいかなという気はしているんです。

小田原委員長 いかがですか。

石垣学校教育部長 このお祝いのことばを読む方の立場として、ちょっとお話をさせていただきますけれども。私は以前も教育委員会にいまして、係長のときから学校に行って読んできたという経過がございます。校長会の希望で、ぜひ教育委員会だけではなくて市長部局も含めて、管理職の中で読んでくれた方がいいという要望もございまして、全庁的な形で対応するということができた経過がひとつございます。

その後、私は、ほかのところの管理職にいまして、もう今で二十何回以上のお祝いのことばを卒業式、あるいは入学式で読ませていただいておりますけれども、部課長につきましては、基本的にはこのお祝いのことばで読んでいくということが基本になっています。一時、それでは面白くないということで、各部課長が、ある程度の範囲の中で読んでいいということにしたんですけども、ある学校で、かなり思いの強い方がいらっしゃいまして、結構長いお祝いのことばを言ったりした部分もあります。ある意味では、好評でありますけれども、ある意味では逸脱している部分もあるということで、基本的にはこの文章のまま読んでいただくということです。

先ほど、水崎委員からお話ございましたように、読む方によってこの内容がよくもあり、悪くもあり、心のもったものにもなり、また単に読んでいるという形にもなるのか

なということが十分考えられると思いますし、そういう点では読む方の感情について、今後、各所属長にこの部分については私の方から周知をして、ぜひ読み方に工夫をしてくれということでは声をかけていきたいなと思っております。

また、和田委員からお話しのあったように、そういう部分の中では基本になりますから、やはりそこら辺のところはきちんと決めていった方がいいのかなと思いますので、もう少し時間がございますので、私の方としては今いただいた意見を参考にして、もう少し組みかえをしていきたいなと思っています。ただ、なかなか難しい部分がありますので、今までも、試行錯誤を重ねてここに来たという部分がありますので。ただ、一定の部分の中ではやはり、今お話いただいたような部分があるのかなと思ってございますけれども。

それから、お祝いのことばにつきましては、まず、校長先生が式辞を述べる、その後、教育委員会の告辞ということ、それからPTAとか各学校によってはそのほかの方のお祝いの言葉をもらうと。この三つになりますけれども、いずれも、同じような形なのかなという気がしますから、ある意味では、心のこもった部分なんですけども、異例もありますが、入ったばかりの子どもについては入れない方がいいのかなという気もしますし、声掛けの部分があってもいいのかなと思いますけれども、告辞という形態をとるということになると、やはり一定の固さというのはどうしても出てくる。

結論にはなりませんけれども、何かわけのわからないことを申し上げましたけども、そんなような、いろいろ試行錯誤していることをご理解いただきたいと思います。

石川教育長 皆さんの言っていることはよくわかるんです。確かに、人を育てる上では、和田委員が言うように褒めてから叱った方が効果があるのと同じで、そういう表現をかえた方がいいかもしれません。やっぱり、私もざっと見たところでも、幾つか文章をひっくりかえした方がいいような部分もありますので。

それからあと、段落と段落のつながりがやっぱり話を聞く方にとっては、その話を非常にわかりやすくさせるんです。ですから、余りかわってしまうと何を言っているのかなということになるので、その辺の接続詞あるいは接続する文章をうまく考えていただくと非常に聞く側にとっては聞きやすいのかなというふうに思います。もう少し時間があります。今、部長が言われましたように見直してみたいと思いますので、時間をいただきたいというふうに思います。

小田原委員長 ということで、ご指摘いただいたようなことを踏まえて、検討していただいたものを、提案としてお示しいただくというようなことで、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長　　ということで、教育総務課からのご提案におきましては、そのように進めていただくことにいたします。ではそういうことで、よろしく願いいたします。

小田原委員長　　続いて、報告事項となります。教育総務課から順次ご報告願います。

天野教育総務課長　　それでは、20年度の包括外部監査の結果報告ということで、この包括外部監査、今年度20年度につきましては、学校教育部に係る事務の執行等についてということで、その包括外部監査が入りました。その報告書ということで、今回の議会の方にも諸報告という形で出ております。この内容等について、ご説明させていただきます。説明につきましては、山本課長補佐から行います。

山本教育総務課主査　　お配りをしました報告資料に基づきまして、ご説明をいたします。

平成20年度包括外部監査の結果についてということで、まず、1番目に包括外部監査の概要ですけれども、地方自治法の252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査でございます。学校教育部に係る事務の執行等についてということで学校教育部が対象になっております。平成20年7月3日から平成21年2月4日までが実施の対象期間で、先日報告書の方を受け取ったところでございます。

お手元に結果の報告書がいつていると思いますが、その中で是正が必要ということで指摘を受けました事項が4件ございます。結果報告書の42ページからあるところですが、まず1番目で、公有財産台帳上の建物の取得価格について、建物の取得価格の算定方法についてということで指摘がございました。企業会計における取得価格の算定方法と異なり、取壊費用や建物附属設備を按分計算しないで、公有財産台帳の取得価格とした算定方法は不適切であったというふうな内容が1件。それから、44ページにございますが、撤去費用の取り扱いにつきましてですが、撤去費用など取得価格に算入してはならないものを含めて、公有財産台帳上の取得価格を算定していたということで指摘を受けております。

それから、結果報告書の63ページになりますけれども、校門オートロックシステムの設置等の事務処理についてということで、これは財務との関係のことでございますが、まず、一つとして予算の増額手続における財務部との協議をする時期につきまして、予算執行前に必要とする財務部長との協議が、執行後であったというふうな指摘がございました。

それから二つ目で、結果報告書の71ページですけれども、設置状況の把握についてということで、設置場所や配線ルートが契約時の配置図と異なっているが、検査時にその事

実が把握されておらず、そのことについての記録がなかったということで、そのような指摘、是正が必要と指摘を受けた事項は以上の四つでございます。

そのほか、意見として提案のあったものでございますが、52件ありました。一つは、スクールガード・リーダーの巡回指導についてということで、これが三つ。それから、施設整備及び物品の購入等についてということで12件。それから校門のオートロックシステムの設置についてということで11件。それから保護者負担金についてという内容が3件。特別支援教育についてが3件。不登校対策：高尾山学園の運営についてということで3件。それから教員育成：パワーアップ研修及び教員研修についてということで3件、指摘というか意見をちょうだいしました。

今後の対応ですけれども、個々の指摘内容、提案内容への個別対応については、事務局内で調整をしまして後日協議をして、その後可能なものから措置を講じていきたいと思えます。

説明は以上です。

小田原委員長 教育総務課からの説明は終わりました。

本件につきまして、何かご質問、ご意見ございませんか。何かございませんか。

冒頭にあった点検及び評価の報告書というのがあったんですが、それとこれとの関係というのはどうということですか。同じようなことについての評価と監査があるわけだけども。

山本教育総務課主査 関係ですか。

小田原委員長 関係はない。

山本教育総務課主査 直接、関係はありません。

小田原委員長 こういう監査をやっているわけだから、何も七面倒くさいこんな評価をしなくてもいいのではないかと。慌てて大変なことをやっておられるわけで。

天野教育総務課長 この包括外部監査につきましては、外部監査の委員の方で今回の今年度の項目等については協議の中で決定していくという部分で、毎年という部分ではございません。その中で選んだ中で、今年はこれが学校教育に当たったというものです。

点検・評価につきましては法的に位置付けられた部分で、毎年これはやっていくのが義務づけられたことですので、毎年やっていくというようなことで、今年は重なったというようなことでございます。

小田原委員長 これだって、法律に基づいているのではないのですか。

石垣学校教育部長　　今、総務課長がお話ししたこともそうでございますけれども、内容的に決定的に違うのは、包括外部監査については、一つは年度の部分でこれは20年度の分の現行やっている事業の……。

小田原委員長　　こっちが遅れているだけの話で、20年度の。

石垣学校教育部長　　それで評価の方は19年度の分という部分が一つございます。それが一つあります。それから、内容の部分ですけれども、評価の部分については事業自体がどういう形で効果があらわれているのか、なっていないのかということが評価の対象になっている部分でございますけれども、この部分については非常に事務的な部分、そういう会計的な部分も含めて監査をしているという部分の中では、随分細かい指摘がこの中にはあるので、便宜上の問題としてかなり取り上げられている部分がございます。

ただ、今回の包括外部監査の中では、その事業が目的にちゃんと沿って達せられているかどうかという意見も入っていますから、そういう意味では評価の部分と重なるようなところもあったと、そういう認識を私の方でしているところです。

小田原委員長　　私がこういう質問をしたのは、私はもともとずばら人間だから、同じようなことを三つも四つもやるということについては、嫌だなという感じがあるわけです。できれば、一回で済ませられないものかなと思うわけです。そういうことはできないんですかというところをお聞きしたいんです。

つまり、皆さんの中で、毎年、自分たちの評価をし、市全体として評価、数値でもあらわしているわけでしょう。できた、できないとか。それをここで、また法律ができたからってやったわけだ、慌てて。そしてこういうのもあるわけでしょう。中身については、ほぼ同じことをやっているわけですか。ちょっと違うところを数字で発見したんだけど、17年度の数値が違っている部分があったんだけど、だけど、同じものをつくって、同じ事柄について、別な試算。だから、いろんな目を通すというのは、それはいいことだと思うんだけど、ただでさえ仕事が遅れがちな皆さんの中で何とかできないかということは、できないわけね。

石垣学校教育部長　　今回の評価の部分は、新しく地教行法の中で定められた部分ですから、遅れたという部分がありますけれどもやらなければいけない部分。

今回の包括外部監査につきましては、昨年度の終わりだったか、今年度の最初の方だったか、これは行政経営部が所管している監査でございます。それで、行政経営部の方から監査人が教育のことについてやりたいという意向を、私の方に持って来ました。私の方も

忙しいですから、できればとは思ったんですけども、逃げることもないだろうと、きちんとやって、そこら辺は監査を受けておいた方がいいかなということの中で受けました。そういう中で、包括外部監査の方で、かなり突っ込んだ監査をしてきたというのが私の印象でございます。

それから、対応につきましても、行政経営部の方から当初想定していた部分とは違った部分での質と量があったかなと思っております。そういう中ではかなり突っ込んだ監査人の意見があったというのが実情でございます。

小田原委員長 毎年あるわけではないということですね。

天野教育総務課長 そうです。

石川教育長 初めて学校教育部が受けたんでしょう、教育の中で。

小田原委員長 これに、これを合わせると一回でできてしまうということはないですか。

天野教育総務課長 そういうものではないです。

小田原委員長 毎年やってもらったら、それでいいのではないの、厳しく。これとあわせて。これに評価をくっつけてもらう。それは耐えられないですか。いやいや、答えはいい。

水崎委員 包括外部監査の結果についての用紙、3番の意見として提案を受けた事項の件数が52件となっているんですけども、今、ちょっとぱらぱらと見ただけでも、本当に今、小田原委員長がおっしゃったように、かなり深いところまで突っ込んであって結構必要だなと思ったんです。こういうように、毎年しっかり見ていかないと、どこかで漏れとか遅れとか出てくるんだろうなと思ったときに、大変でもこういうしっかりした内容の点検というのは大事なかと、私は感じたんです。

そして、4番の今後の対応についてというところで、後日協議し、とこうなっていますよね。これは2番の是正が必要と指摘を受けた事項について協議しようとしているのか、3番に意見として提案を受けた事項のものについても、協議して措置を講じようとしているのか、これはどうなんでしょうか。

山本教育総務課主査 前に、包括外部監査、定期監査のものでお示ししたとおり、全部一覧表にしてこれについてはこういうふうな対応ということで全部お示しをしたいと思っております。意見についても。

水崎委員 いつまでにするとか、予定は立てられていますか。

天野教育総務課長 やはりやれるものについては即に対応していくと。ただ、いろんなところで検討する部分については、早目に早期にやりますけども、できるだけ早くという形

でのお話で、例えばこれが1月だとか5月だとかということは、まだちょっとここでは協議、検討の中でそれはお示ししていこうというふうに思っています。早く、検討の部分についての措置については、やっていくということとはかわらないと思います。

水崎委員　もちろん、慌ててやる内容のものもないのかもしれないですけど、結構これは意見のところを見ていると、すぐいろいろ検討していく必要がある内容のものが多いのではないかなと思うんです。

だから、内容はしっかり受けとめて、すぐ生かせるものは生かすという、それをやっつかない、また、延ばし延ばしになっていると、また来年、もちろんこれは今回1回かもしれないですけど、またさっきの点検・評価のところでも当然上げられてしまうと思うので、改善するところは、早くにやっつかないはずだと思うんですけども。

天野教育総務課長　ほかの監査等、定期の監査と同様に、先ほど山本の方でも申しましたとおり、報告して、一覧表の中で状況については適宜報告させていただきます。

今のお話のように、できるものについてはすぐにでも対応していくというような方向でいきたいと思っています。

小田原委員長　これ、20ページの1のところでも指摘されていることが、水崎委員の言っていることの原因をついていることになる。結局、事務局の皆さんの中に、平素の検証が習慣化されていないと思うんです。だからこういうことを厳しく指摘されているところがあると思うんですね。だからこれをどういうふうにしていくのか。いつも、毎年度の評価でも同じことを言っているわけなんだけれども、それが習慣化されているはずなんだけど、だけれども、あれはノルマとしてやっている話になっているのではないかな。だから、こういうたまたまの監査で言われると、こういうふうな表現になってあらわれるのではないかなというふうに思うんですけども。やっているんだけれども、監査の目で見るとこういうふうになる。もっとしっかりせいという話になっている。厳しいかどうかというのは、何とも言えませんが。

アクションプランについては、しつこくやらなかったらどうなっていたか、このまま示すことはできなかったわけだね、多分。あれで17年度からでも出たところで、ここでは対応となって戻ってきて期待されるというふうに、そういうところが、ふだんからなされていけばもうちょっと進んでいたかもしれないんですけど。

あと、ほかにいかがですか。

常にこういう材料を提供するものは、同じものを積み重ねていけばいつでもこれについ

て、どうぞ評価してくださいという形で提示していくわけだから、活用の仕方というのか、こういう外部監査であれ、この評価であれ、自分たちの点検・評価であれ、そういうものをそれぞれの立場で評価してもらったときに、いろんな結果が出てくるわけだから、そういうものに対して私たちはどういうふうに、ふだんのやっている事柄を把握し、確認しつつ提示し、それをまたどう受けとめてくるかというサイクルをつくってくる。これが、できていけるかどうか。実際やっているはずなのに、こういうふうに言われたときに、厳しいというふうに受け取らざるを得ないのは何だろうと、考えなければいけないだろうと、そういうふうには思います。ということで、よろしいですか。

水崎委員　　ちょっとしつこくて、すみません。私は、素人ですけど、素人から見て、あれはどうなっているんだろう、これはどうなっているんだろうと、結構幾つか素人の視点からは感じるものはあるんです。今ここでは細かいことは触れないですけど、それをいつ、どなたに提案というんですか、意見というんですか、言えばいいのか。言ってもそれを取り上げてもらえるのか、そこら辺は素人からすると、とっても不安なものがあるんです。気づいても、そこで自分だけの気づきで終わってしまうのかと、多分、市民の方も同じように思っていることも多いだろうなという内容のものもあるんです。だから、それは幾らか少し今声を出させてもらっているんで、これからも気づいたことはご意見させてもらいたいなとも思いますので、内容によったら早く動いたりとか、丁寧に動いたりとか、そういうこともぜひお願いしたいなと思うのでよろしくをお願いします。

小田原委員長　　これとって、何か言わないといけないのではないですか、皆さんの方から。

天野教育総務課長　　これまでも御指摘いただいたことだとか、御意見等について、なかなかすぐに対応できなかった部分というのもしっかりにあったかなというふうに思っています。そういったものについて、今の御意見をいただいたようにできることはやる、またはやれないにしても、そのことをかえしていくというようなことは必要かなと思っています。そういった御指摘があったこと、そういったものについては、今こういう状況ですということ報告する、またはお話をしていくということ、これからも進めていきたいと思っています。これから詰めていきたいと思っています。

小田原委員長　　そういうことではなくて、こういうものとか、こういうものは公表していくわけだから、そういうところであれはどうなったということについてはほとんどすべて公表しているはずでしょう。

行政の、表になって出てくるものは点検・評価したものは公表しているわけでしょう。
ということは、自分たちのほとんどの事業については、この年度ここまでやりましたとい
うことはやっている。だから、市民の皆様で知ろうとすれば、いつでも知られる話になっ
ているはずですよ。

天野教育総務課長 公表はしています。

小田原委員長 本来は。それで、わからなければいつでもその担当のところにお伺いして
いただければ、お答えしますよというふうにもなっているはずですよ。

天野教育総務課長 はい、おっしゃるとおりです。

小田原委員長 そうですよ。ですから、いつでもお伺いくださいということになると思
います。ほとんどは、A、B、C、Dで評価でしたっけ、評価の表に出てくるのは。

天野教育総務課長 点検評価は。

小田原委員長 そうすると、Dというのはほとんどないですよ。やっていますという話
になっているはず。けども、自分たちで目標としたときに、そのバーを越えられな
かったというのはCとかっていうふうに出てくるし、評価する部局の評価もCならC、自
分たちでAとつけても、Cだというふうに言われる部分もあるわけです。そこで、市民の
皆様が我々のやっていることについてどうだというふうに言っていたいただければ、我々はま
た考えますというふうになってくる、そういうふうになっているはず。

だから、本当なら御安心くださいと言いたいんです。という話が出るかなと思って、皆
様で言うべきではありませんかと言ったわけです。

石垣学校教育部長 沈黙を保っていたんですけども。

小田原委員長 わかりますよ。やっていますということ、私がかわって言いたいと思
います。御安心ください。

石垣学校教育部長 私の方も、事務局の方でございますけども、重ねた事業ということで、
出向するわけでございますけども、それが本当に我々の目的と、やっている内容がきち
りそれがいっているかどうかというのは、自分たちで自己評価する部分になっていま
すけども、それは第三者評価を受けて、初めて次のステップを我々がまた考えていかな
ければいけないと。

この繰り返しだろうと思っていますけども、今回の外部評価というか、評価の関係と
それから包括外部監査の結果、お金の部分については我々がきちっとやっているという部分
もありますけども、やっぱりほかの目から見ると違った部分で、いろんなまずい部分があ

った。我々が、では事務的に進めなければいけないというふうにして思いながらやってしまいうんですけども、第三者から見れば、それは違うのではないかと、そういう指摘もありましたし。また、我々がこういうふうに来てきた部分が、実際には事務局だけではないですから、今回の部分は、学校の部分のこともありますので、学校に行くと違う形になっているとか、あるいは十分それが活用されていなかったとか、あるいは効果が出ていないということも、包括外部監査委員の方は実際に見た中でそういう評価をされているという部分があります。

それは、それとして、見方を変えた部分ではやはり大事な評価だと思いますし、そういう評価を我々がもらったんだということで、これは次のステップにしていかなければいけないかなと、そういう気持ちでこの御指摘の部分は十分に参考にさせていただくという気持ちでいます。

それから、指摘された部分で、できることについてはもう既に対応しているところがございます。それから今後、十分な対策を練っていかなければいけない部分もありますし、もう一つは我々の方で学校という部分があります。ですから、学校との部分の中で校長先生、あるいは先生方と理解を求めてやっていかなければいけない部分がございます。

この中で、オートロックの話も出ていますが、事務処理の部分で指摘された部分もありますけども、じゃあ、オートロックが完全に学校の中で、ちゃんと実施されているかという、これもまたこの中では出ていませんけども、こんな問題だってあるわけです。ですから、そういうことも含めて、我々、オートロックという一つ事象についても、もう一回見直していかないといけない部分あるだろうと思います。ほかの事業も、全くそのとおりで見直しをかけながらやっていく。事業は事業としてやっていかなければいけませんけども、その事業を我々も見直しをしていかなければいけないし、こういう評価があった部分については、お互いにそれを真摯に受けとめて、次のステップにしていくと。それが大事なのかなと。そういう視点で、これを受けとめ、次の対応を図っていきたいと思っています。いるところでございます。

以上です。

小田原委員長　　ということでございます。今の部長のお話ということで、御了解いただけますか。ということで、教育総務課からの報告は以上で。

続けて、施設整備課の報告に移ります。

萩生田施設整備課長　　それでは、第三小学校校舎等改築事業について、御報告をいたしま

す。資料の方は特にございません。詳細につきましては、担当の田代主査の方から御報告いたします。

田代施設整備課主査　それでは施設整備課、田代より御報告させていただきます。

市立第三小学校校舎等改築事業につきましては、改築工事請負契約について、平成20年9月に市議会の議決をいただき工事を開始する予定でございました。しかしながら、建築確認済み証の取得の直前になりまして、設計業者から委託業務続行不能の届け出が提出され、これによりまして、建築確認済み証の取得ができなかったということになりまして、工事を一時中断しておりました。

私どもとしましては、すぐに建築確認済み証の早期獲得に向け、財務部と協議いたしまして、昨年11月中旬に新しい設計業者と委託契約を締結いたしまして、今年2月10日に建築確認済み証を取得することができました。これを受けまして、同日付けを持ちまして、工事の一時中止を解除いたしまして、工事を再開させていただくことになりましたことを、御報告させていただきます。

今後の予定につきましては、3月1日に近隣住民の皆様にご説明会を開催いたしまして、工事に対する御理解をいただいた上で、現場での工事に着手する予定となっております。

なお、新しい校舎などにつきましては平成22年8月中旬に完成し、その年の2学期から使用を開始する予定でございます。

市立第三小学校の関係者の皆様には、御心配、御迷惑をおかけしておりましたことを深くおわびするとともに、今後は十分に安全を確保した上で、工事を進めてまいりたいと考えております。

以上で、御報告を終わります。

小田原委員長　施設整備課からの報告は、終わりました。

本件につきまして、何か御意見、御質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長　よろしいですか。それではよろしく願いいたします。

次に、学事課から御報告願います。

野村学事課長　新型インフルエンザの流行については、大変心配されているところですが、本市におきましても、八王子市立小・中学校における新型インフルエンザに対する対応の簡単な指針をとりあえずここで作り上げましたので、それについての御報告を

いたします。

報告は、保健担当の山本主査の方から行います。

山本学事課主査 市立小・中学校におけます新型インフルエンザの対応指針を、今、課長の方から話がありましたけれども、作成いたしましたので報告をさせていただきます。

昨年12月の末になります。小学校の校長先生、中学校の校長先生、各1名ずつ、指導主事1名、学事課長、事務局各課の主査4名、計8名によりまして、策定委員会を立ち上げまして、検討をいたしました。

委員会を立ち上げた当初は、まだ国の計画は見直し中でありまして、市の計画というのもまだできていない状態でした。年が明けまして、1月19日と2月2日に2回の委員会を開催しまして議論をした結果、今回こういう形で指針を作成いたしました。

第1回の開催のちょうど直前なんですけども、東京都の教育委員会が都立学校におけるマニュアルというのをつくりまして、そういったものも参考にしながら今回作成をいたしました。国の方もようやく、先週に改定したものができたということで、そちらも少しだけ取り入れた形で今回策定をしております。

では、本篇の方の内容をごらんください。ページをめくっていただきまして、目次があります。こちらの方をごらんください。

この指針に関しましては大きくローマ数字を見ていただきますと、 番、はじめに。そして、 が知識と準備編、次のページになりまして、 が行動編ということで、 が資料編ということで、大きく四つに分かれておりまして、その中でも の知識と準備編、そして、 の行動編、ここが中心というふうになっております。

まず、順番に見ていきますと、 のはじめに関しまして、こちらは先ほどもお話ししたように、つくった当初はまだ国の方の指針が定まっていなかったということと、市の全体計画もまだできていないという状況がありますので、最新の情報がこれから随時入ってくる形になりますので、それに合わせまして随時更新をしていくという形を取りたいというふうに考えております。その旨を述べております。

の知識と準備編に関しまして、こちらに関しましては、基本的に新型インフルエンザとはどういうものかということです。あとは、従来型の通常のインフルエンザとの違い、さらには発生段階ごとに国はいろいろな対応をとるということです。それに合わせた対応指針ということで、発生段階ごとの対応ということを書いております。さらに、こちらの特徴としましては、具体的な備蓄物、マスクであるとか、手袋であるとか、あとは消

毒、薬品であるとか、そういったものを具体的に備蓄しろということで、指針を書かせていただいております。さらに、鳥インフルエンザに関しましても、日本でも発生をしていることがありますので、予防であるとか、あと発生した場合の対応ということでこちらの方も記入をしております。

次に行動編です。こちらに関しましては、実際の行動というのは、基本的には従来型と一緒に予防しまして、さらに万が一発生をしてしまいましたら、臨時休業という形で、国の方でも指針を出しているんですけども、都道府県で1名発生したら、その都道府県の学校は休校にするという方針が出ております。それを踏まえまして、八王子もそういう方向で対応したいということを書いております。さらに、八王子の場合は、交通機関が山梨とつながっております。さらには、当然隣が神奈川ですし、8号線などで埼玉ともつながっておりますので、そういった近県の状況も踏まえて、臨時休業に関しましては対応をしていくということの中身が書いてあります。

最後に資料編になります。こちらの方に関しましては、まずは万が一、発生した場合の連絡体制ということで、これは通常の感染症と同じです。ノロであるとか、普通のインフルエンザであるとか、そういったものが発生したものの連絡体制ということで書かせていただいております。さらには、2の方の通知類ということです。これは、インフルエンザが発生した場合の教育長から各学校への通知であるとか、学校から保護者あての通知であるとか、そういったもののひな形を書いています。さらには、学校で注意をするようなチェックリストということでまとめていますので、それを学校の方に参考にしていただいて、基本的にひな形というような形になりますけれども、これを参考に学校の方で対応していただきたいということで見本をつけております。

内容的には以上になります。

さらに次の、概要版ということで、抜粋した形のもの、A3の4ページのものになります。これは、各教職員、すべてに配布をしたいというふうに考えております。

最初に言いましたとおり、まだ、国の方もこれから新しくなります。東京都や市の方もこれから計画ができますので、随時それに合わせて見直しをしていくという形をとっていきたいと思います。

以上でございます。

小田原委員長 学事課からの報告は終わりました。

本件につきまして、御意見、御質問ございませんか。どうぞ。

水崎委員 市の全体計画が、まだできていないというお話しだったんですけど、いつぐらいにできるとか、そういう予定とかはあるんですか。

山本学事課主査 具体的なところは、まだ聞いていないんですが、今まで国がつくっているものを見直しして、パブリックコメントなど国民から意見を聞いていたんです、年末。それがここでまとまったということで情報が入っていますので、それを踏まえて市の方も全体計画をつくるということですので、もうしばらくかかるということです。

小田原委員長 そのほかに。

水崎委員 保護者に対してはどのような案内、お知らせをする予定なんでしょうか。

山本学事課主査 一応、流れの中では、まだ具体的なひな形などは用意していないんですけども、学校を通して随時発生段階に応じて、連絡をしていくというような流れになっております。それを、一応この指針の中で対応を書いておりますけれども、通常、保健だよりであるとかそういったもの。さらには、PTAの会合とか保護者向けの講習会なんていうのも、発生前の段階ではやった方がいいのではないかとということで、指針の方には書かせていただいております。

水崎委員 概要版を配るとか、そういうことはしないんですか。

野村学事課長 今のところ、具体的にはそれは考えていませんけれども、というのは、まだ、変更になる可能性もありますし、とりあえずこれもインフルエンザも同じなんですけれども、うがい・手洗いというのが大事なので、まずは病気になるということから、まず、せきエチケットであるとか、人ごみの中になるべく行かないであるとか、そういったところは常にお知らせしているところですので、一般的な新型インフルエンザの情報というのは新聞等で流されるものと同じものかもしれませんけれども、学校からお流しすることはあっても、具体的にどうしてくださというふうなお話は、保護者さんへは当面は予防の段階を流す予定です。海外渡航をされる方もいらっしゃるの、その海外の情報というの、必要ですよ。そういう意味で予防ということです。

水崎委員 じゃあこの概要版は、これで校長先生に配布という。

野村学事課長 教職員の皆さんに。だれでも見られるものが欲しいというふうな御要望があったので、概要版にしてここまでは全員にというのは見るのも大変ですので、とりあえず概要版で、随時、更新していくことも考えて簡単なものにしました。

小田原委員長 これは、見るのも大変だから、こちらではなくて概要版にするわけ。

野村学事課長 全部、一つ一つ読むのもほかのものもありますし、とりあえず抜粋です。

一番大事なところだけ抜粋をしました。

小田原委員長 この概要版で言えば、1ページの表が下にありますがけれども、この表は何によるわけですか。本文で言えば2ページの下の方。この新型インフルエンザについて、その右下ですよ、その部分が2行目のところは死亡率が63.2%と、こういうふうに出てくるわけですか。かかったものは6割以上が亡くなりますよという、これは恐ろしいわけですか。次のスペイン風邪のところはどうかって言うと、2.0%という、そういう言い方になってしまうわけですか。この2.0%って何のことですか。

山本学事課主査 これも死亡率です。

小田原委員長 死亡率ですか、本当に。400万人のうち。

山本学事課主査 4,000万人亡くなったという。

小田原委員長 4,000万人が。だから、死亡率ではないでしょう。人口に対する死亡率でしょう、これは。だから、罹患に対する死亡率ではないでしょう。そういうところがわからなくなってしまうわけですか。この死亡率を示すと、しかも年齢別の死亡率を示すとどうなるかという話になると、これは世の中にそういう話を流していいのかどうかという話で、読むのが大変だからではなくて。

野村学事課長 これは国の情報そのままです。

小田原委員長 国の情報ではなくて、これだとわかりにくい話になっているわけですか。だから、どういうことかという、もっとこれは恐ろしいことですよというふうにして、子どもたちにも知らせるべきなのか、先生方にとどめてしまうべきか、そこら辺の判断はどういうことなのかというところが問われるわけですか。それが、読むのが大変だからという話にしてはだめです。そこは学事課だけでなく、教育委員会としてどうすべきかというふうで考えるか。新聞に報道されているとすれば、どこまでをきちんとやっぱり子どもたちにも知らせるかというところをやるべきではないか。だから、埼玉から、神奈川から、山梨から、海外まで全部どういうふうになるか、情報を集めて、さあってやらなければいけないんですよという話ではないんですか。

野村学事課長 おっしゃるとおりで、ちょっと私の表現がまずかったんですけど、一番お知らせしたいのは正しい情報だけなんです。ここで、国の情報そのまま持ってきたのは、よくないんですけど、何が正確な情報かというところをお伝えしたかったんですけど、それは最低限今やるべきことは予防段階ですから、予防段階のことをお知らせし、危険度が高まれば、こういう状況になれば学校は休業になりますよということも逐一

お伝えするべきだと思いますが、今の段階では予防段階をお知らせするのが本当だと思っています。

小田原委員長 予防段階って、どういうこと。

野村学事課長 ですから、この中で言えば。

小田原委員長 手を洗うとか、そういうことですか。

野村学事課長 そうです。

小田原委員長 そんなものは、鳥インフルエンザのときに役に立つ話かという話になるのではないの。鳥インフルエンザっていうのはどういうものかという正しい知識を与えることの方が先ではないのですか。

野村学事課長 そうですね。

小田原委員長 だから、どうしなければいけませんよという話を、子どもたちにわからせておかなければいけないのではないのですか。と思うんですよ。そのところをどこまで知らせるかというのは、学校の先生たちにはここまで知っておいてもらわないと、子どもたちも知りませんよと。そこを明確にしてほしいわけです。

だから、この概要版で知らせるのではなくて、もっとどういうことを私たちは知らせなければいけないかというのは、きちんと把握して整理してやっていただきたいと思います。

野村学事課長 わかりました。それは、養護部会とも話し合っ、この中身を精査をして、保護者にどこまで知らせるべきかというのを段階を追って決めてまいります。

小田原委員長 ということで、よろしゅうございますか。

では、学事課からの報告は以上ということで、よろしいですか。

野村学事課長 ありがとうございます。

小田原委員長 それでは、続けて指導室ですか。

宇都宮指導室統括指導主事 川口小学校の教員に係る訴訟の判決について、御報告を申し上げます。山本主査の方から、説明いたします。

山本教育総務課主査 川口小学校の教員から訴えのありました裁判につきまして、2月19日に判決がありました。お配りの資料で、御確認いただければと思います。

1の判決内容ですけど、全部勝訴ということですよ。原告らの請求をいずれも却下ということなので、訴訟費用は原告らの負担ということになりました。

今後の対応ですけれども、14日以内、3月5日までに控訴がなければ判決は確定します。原告側が控訴した場合ですけれども、再度定例会の方に連絡した上で対応はしていきます。

たいと思っております。

以上です。

小田原委員長 指導室の説明は以上ですが、何か御質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 ということで、次に、特別支援教育の進捗状況について。

海野学校教育部主幹 それでは、20年度の特別支援教育の進捗状況について御報告をいたします。

特別支援教育が本格実施となって2年目を迎えました。その進捗状況と現在の課題、今後の取り組み等について御報告をいたします。詳細につきましては、峰尾主査の方から御報告をいたします。

峯尾指導室主査 お手元の平成20年度特別支援教育の進捗状況についてをごらんください。

2番の進捗状況(1)の学校内特別支援教育体制の充実でございます。最初に、人的配置、特別支援サポーターとボランティアの配置でございます。昨年度から実施しているものですが、サポーターの方は報償費ですが、ボランティアも報償費ですが、サポーターは1時間当たり900円を謝礼としてお支払いしております。ボランティアの方は、1回と言いますか、一日1,000円ということをお願いしております。サポーターの方は、教育系あるいは心理系の大学院生であるとか、資格をお持ちのような方を教育委員会に登録して、学校に派遣をするというふうな形をとっております。

次に、校内体制ですが、特別支援教育コーディネーターにつきましては、全校に配置をしております。今年度2名以上配置をしている学校は20校でございます。校内委員会につきましても全校に設置しております。

続いて、特別支援学級の新設でございますが、今年度は横山第一小学校、北野街道沿いにありますが知的障害の固定制を設置いたしました。それと、上壱分方小学校に言語障害学級、ことばの教室をつくりまして、今まで元八王子地区からなかなか第四小学校まで通いたくても通えないというお子さんの負担を軽減し、こちらの学校に通級をすることができるようになりました。また、平成21年度につきましては、愛宕小学校、多摩ニュータウンの西部地域、南大沢駅の近くですが、ここに知的の固定制、多摩ニュータウン地域の松が谷小学校に情緒障害の通級制、梶田中学校、これは高尾街道、めじろ台の駅が比較的近いんですが、梶田中学校に知的障害の固定制、第二中学校、市役所の北に流れている浅

川の北側なんですけれども、こちらに情緒障害の通級制を設置いたします。

また、平成18年10月に制定した特別支援教育推進計画に基づき毎年4校程度設置したいというふうな考えでございます。

次に、(2)の学校支援体制の整備でございますが、巡回相談という事業を行っております。これは、教育センターの中に市の職員なんです、私のほか市費の嘱託員、心理士が3名、都費の嘱託員、元学校長であった研究主事が3名おりまして、また特別支援のセンター校であります都立八王子特別支援学校等の協力をいたしまして、学校の要望に応じまして、保護者の了解を得た方について巡回相談を行っております。今年度は心理士を1名ふやしていただいたというふうなこともありまして、同じ時期で前年度よりも約190回ほど訪問回数がふえております。

次に、研修会でございますが、・の2番目の校内研修会ですが、これは学校に担当している予算の中で、各学校が独自に臨床心理士や、大学の教授をお招きして行っている研修でございます。これが69回行われております。コーディネーター研修会、特別支援のサポーター研修会、ボランティア研修会、これは指導主事が企画いたしまして行っておりまして、テーマとしましては校内体制の整え方とか連携であるコーディネーターの役割、発達障害の理解・サービス、発達障害の子どもに対する具体的な対応、ボランティアの役割と担任との連携、そういったものを、これも八王子特別支援学校のコーディネーター等に講師をお願いしたり、あるいは特別支援センターの心理士に講師をお願いして行っております。

(3)の関係機関との連携ですが、保育園と幼稚園とは、就学支援シートが19年度から使用されるようになっておりまして、平成20年11月の調べでは、幼稚園・保育園で約160件ほど作成をされたというふうに子ども家庭部の方で調査をして、とらえております。2番目の特別支援学校との連携でございますが、これは先ほども申し上げましたが、巡回相談あるいは研修会でかなりの回数を行きまして、御協力をお願いしているところで、子ども家庭支援センターや、医療機関等の連携は、これは個別のケースによりまして行うことがございます。

3番目の現在の課題と今後の取り組みでございますが、(1)の学校支援体制の充実、これは、管理職等の研修を各種管理職であったり、新任研修であったりそういったところの各職層の研修を行っていくことが引き続き必要だと思っております。また、巡回相談、校内研修等につきましても、引き続き行っていくことが必要でございます。

(2)に特別支援教育にかかわる人材の専門性の向上や外部の人材の活用、大学院生等

との連携というのも今後必要だというふうに考えております。

それと、幼児・児童・生徒の発達段階を通じた支援連携体制の構築でございますが、これにつきましては、保護者等との信頼関係を築いてゆくことが必要と考えております。

(4)に特別支援学級の増設でございますけれども、特別支援教育は平成19年度から法改正によって行われておりますけれども、今までの心身障害教育等がなくなったわけではなくて、まだ2本立てで行っていく必要があるというふうに考えます。

それと、(5)ですが、特別支援教育について理解を深めるための地域における啓発活動ですが、これは今年度地域セミナーという、会場を南大沢教育センター、川口市民センターとあるんですが、そこを会場といたしまして、大学の先生等をお招きした中で、地域の方に特別支援教育のことや発達障害の子どものことを知っていただきたいというふうなことを行いました。これは来年度も続けていく予定でございます。

裏面になります。特別支援教育が必要であろうという児童・生徒の数は、この表にあるとおりでございます。これは、各学校から出ている計画書の数値をまとめたもので、医療上の検証が行われたものではございません。学校の方で判断した数値になっております。小学校については、4月当初で大体2%くらいなんですけど、年度末の報告の段階になるともう少し数値がふえてくると思われまして。

次に、特別支援学級の在籍児童・生徒数の推移なんですけど、細かい表になっておりますが、縦に年度です、平成11年度から平成20年度まで。この表の真ん中から左側が小学校、右側が中学校になっております。この表は前回、去年の報告のときにも使わせていただきましたが、小学校にいる児童数というのは平成11年度から20年度まで、一番下から二つ目なんですけど、104.6%と若干しか伸びておりません。しかし、その右にいきますと、特別支援学級に通っている子どもというのが平成11年度100人だったのが、今は266人、2.6倍になっている。したがってそのさらに右にいきますけれども、設置学校数や学級数も増えているということでございます。

こういったことから、さっきの話に戻りますけれども、今後も毎年特別支援学級を増やしていく必要があると考えます。

私からの方は以上でございます。

小田原委員長 指導室からの報告は以上ですが、本件に関しまして、御意見、御質問ございましたら、どうぞ。

水崎委員 ここで余り個別の話はしないで、後でそういう機会を設けていただけるという

ことだったので、簡単のところだけ触れさせていただきたいんですけども。今年度、3回地域セミナーを行ったと思うんですが、その参加状況というのはどうだったのか教えていただけますか。

峯尾指導室主査 そのときの資料を持ってきていないんですが、3回行いまして、合計で170名ぐらいの方だったかなと思います。

水崎委員 後でまた、数字を教えてもらえればいいので、よろしくお願いいたします。

小田原委員長 よろしいですか。

水崎委員 3月でちょうど丸2年経ちますよね。そこで、いろんな課題が見えてきたと思うんです。それについて、やはりここで、新年度を迎えるまでに一度話し合いをして、来年度以降の方向性について具体的に取り決めをしていく必要があるだろうと思うんです。

また、4月には特別支援学級の授業公開とかもあると思いますので、来年度の学級への入学だとか、転学だとか、そういうことにもついて、恐らく取り決める必要が出てきているという現状が今、ここに出てきているんだろうと思うんです。それで今、この場では結構ですけども、一度協議する場というんですか、話し合う必要と言うんですか、それはぜひお願いしたいと思いますし、4月以降、教育委員会としての方針というものをきちんと出してやっていく必要があるだろうなと思います。

ちょっと、すみません、具体的なことはここで言わない方がいいかなと思いましたが、こういう言い方しかできないんですけども。

海野学校教育部主幹 今、御指摘の部分は特別支援学級の増設とか、新設とかにかかわるお話かと思うんですけども、今希望する方が非常に増えてきている。実際に新設の方が十分間に合っていない課題として現実にあるというのはあります。その中で、学級によっては学級を増やしてもらう、増設をしてもらうことで、御希望の方をできるだけ受け入れていただくというふうな形で対応をしているんです。そういう意味で言うと、まだ、ここで増設になる可能性があるところもあるんですが、今具体的にはっきりしているところで言いますと、小学校では宇津木台小、横山第一小学校、それから、別所小が増設になるんです。それから、中学校で言いますと榎原中、打越中、陵南中が1学級ずつ学級増というふうな状況です。

そういう意味で言いますと、八王子市全体としては1学級、知的・固定学級で言いますと定員8人で、その学級数を全部足すという、御希望の方も十分受け入れられるだけの数は確保されているんですけども、実際には、どうしても親御さんがすべての学級を見

学されて、自分のお子さんにここがいいというふうなことで選択をされるという部分がありますので、そういう意味ではどうしても一部の学校に希望が集中するというふうな状況があって、その辺の対応についてはどういう形でいくか、いろいろ詰める必要があるんですけども、場合によっては抽せんをしていくというふうなことも考えざるを得ないのかなという、そんな状況です。

小田原委員長 ということですが、よろしゅうございますか。

和田委員 通常学級における特別支援教育の対象児童・生徒の数ですけれども、先ほど学校の判断だということなんですけれども、これはその下に出ている特別支援教育の実施計画書の中に数値としてあらわれているということですか。それとはまた別ですか。二つ書いてありますよね、*で。

峯尾指導室主査 特別支援教育実施計画書というのは、年度当初に各小・中学校から今年度はこういった形のことをやるよという報告、書類を出していただいています。

 その中に、特定の名前は出さないんですけれども、学年であったり、子どもさんの状況であったり、人数を書く欄があります。それをくみ上げたものです。

和田委員 そうですか。その実態として、どういう障害があるかとか、そういうことっていうのは把握されているんですか、教育委員会の方で。

峯尾指導室主査 把握している児童ももちろんおります。というのが、保護者の方とお話ができていて、医療の診断をもうもらっているんだと。医療機関に行かないと診断名がもちろんつきませんので、それ以外の方も載っている場合があります。ただ、その辺のところは発達障害があるではなくて、あると思われるというふうな子どももこの中には入っております。

和田委員 そうすると、そういうお子さんに対して、巡回相談というのがありますよね。この巡回相談の中では、こういう通常学級にいるお子さんに対して状況把握であるとか、相談というのはかなりの数対応していますか。

峯尾指導室主査 件数的にはこの資料にございますけれども、現在330回ということで、一番多いパターンが保護者の方の、それまでにハードルがありますので、親と先生がいろいろお話をなさって、ハードルを越えたところでこういった制度があるよと。それで日程調整をして、まず私どもは授業を拝見に行きます。

和田委員 行動観察しますよね。

峯尾指導室主査 その後、担任と管理職を含めたカンファレンスを行って、子どもさんの

場合に、この子の場合には発達検査も行った方がいいかなということになると、もう一度日程調整をして、学校に出向いて校内で検査を行う。検査を行った場合には、当然親にも紹介しますので、また親御さんに来ていただいて、学校を含めて、子どものためにどんなことをしたらいいだろうというのは一同にお話をするという形をとっています。

和田委員　それで、これに出ている子どもたちの数に対しては、少なからずそういう巡回指導の中で、対象者として行動観察や授業観察を通して一応見ているということですか。要するに、学校が報告をしているだけであって、実態として市教委への対応を何もしていないというようなお子さんはいないのかということを知りたいんです。

要するに、枠からはずれてしまって学校が申請というか、数には入れているんだけど、何も対応していないというような状況はないですか。

海野学校教育部主幹　ちょっと私から。

実は、この対象になっている児童・生徒ですけれども、これは段階がありまして、やはりクラスの中でかなり離席が目立って、周りの子とのかかわりでトラブルがあるというような非常に指導に苦慮するというようなレベルから、何とか学校体制の中でやれるというようなお子さんまで、何段階かに分けて学校の方で判断していただいているんです。そういう意味で言うと、一番学校として指導に苦慮しておられるようなケースについては、学校から巡回相談の依頼という形で入ってきます。

ただ、やはり学校によるキャパシティーというか、先生方の対応する力等によって、軽いケースについては巡回相談を呼ぶまでもなく、学校で対応できるというようなところもありますので、ある意味、大変なケースについては巡回相談が十分利用していただいているのではないかと。

ただ、数的にそれですべてやれているかということになると、実際には日程調整の問題等もありまして、すべてがすべて学校のニーズに応じているかと言われれば、まだ十分でない部分もあると思います。

和田委員　わかりました。この特別支援教育の進捗状況という報告なので、学校から報告されている内容について、教育委員会としてどれだけ対応しているのか、今のような対応で十分対応できているのであればいいんだけど、必要な子どもにそういう巡回相談も受けない、あるいは専門家のそういう見立てもしてもらえないような、そういう状況がないかというのが、進捗状況の一つの基本になると思うんですけど、それをちょっとお伺いしたかったのです。

小田原委員長 よろしいですか。

水崎委員 今のお話の中で、巡回相談があったと思うんですけども、授業観察を特定の子どもにする場合は、事前に保護者の了解をとっておく必要があると聞いたんですけども、それはやはりそうなんですか。

峯尾指導室主査 もちろんそうです。

水崎委員 そうしたら、ここで言う巡回相談というのは、全体の学級を見に来てもらうという意味での巡回相談なんですか。

峯尾指導室主査 基本的には、個別の子どもさんの名前を挙げていただいて、その子の様子を聞いてからお伺いする。ただ、もちろんその中で学級全体がかなりにぎやかなような場合もありますので、学級の様子なんかもちろん拝見いたしますけれども、基本的には一人の子どもさんに対して行くということです。

水崎委員 その時点では、保護者の了解はもうとれていてということなんですね。

海野学校教育部主幹 それと、補足しますというと、なぜ授業観察かということ、その子の状況というのがほかの子どもたちとの関係で、日常的にどのような状況になるかということなので、やはり授業を見るということが必要になるわけです。

状況によっては、そのお子さんが発達検査等を実際に受けることで、どういった傾向、苦手な部分とか、得意な部分がどうなのかといった検査なんかをする場合もあります。その場合にも、親御さんとやりとりをしてそういうことを受ける必要があるかどうかということについて御了解をいただいて、対応していくとそういう流れになっています。

水崎委員 特別支援学級の増設、新設のことで、実はこの推進計画が18年10月2日付で出ていると思うんです。その中で読んでいますと、新設校とか大規模改修校、ここには必ず設置をしますと書いてあったんですけど、これはそのとおりなんですか。それとも、また今違っているんでしょうか。

海野学校教育部主幹 基本的には、そういうことで対応を図っていくという計画なんです。ただ、現実には今、横山中であるとかやっています。それは基本計画とかをつくる時には、もう既に、18年度のときには基本計画とかができてしまっていたので、結局、後からになってしまったという部分があります。そういうことで今、改修しているところについては、十分な事前の調整とかができなかったということで、実際には設置されていない状況があります。

ですから、この後、大規模改修とかが行われるときには、この計画が生きていきますの

で、設置を基本として計画を立てていくとそういう考え方です。

水崎委員 もう一つ、聞かせてください。

登校支援センターと特別支援センターとの連携の必要がこれから出てくると、今後の課題として、登校支援センターのネットワーク会の報告書に載っていると思うんです。その連携というのは今現在どのような形で進められているのか、進めようとしているのか、教えてほしいんですけど。

海野学校教育部主幹 不登校のお子さんの中に、特別支援的なのかというか、発達障害が疑われるような状況が、やはりあるのではないかというふうな御指摘はいろいろなところでされていまして、もともと対人関係が、あるいは集団行動が非常に苦手なお子さんの中には、不登校といった状態が起こり得る契機がやはり多いのだろうというふうには考えます。

まだ、現実に市全体でどの程度のお子さんが不登校の中で、発達障害等があるかどうかというふうな調査とかも、特別しているわけではなくて、登校支援センターが特別支援センターと直接連携をとるというのは、事例を通して必要に応じてやりとりをしているところがあります。

ですから、今後、そういうことがより組織的な形で起きてくるのではないかと考えております。

小田原委員長 よろしいですか。

そのほかいかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 特にないようでしたら、指導室からの報告は以上ということでもよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 ではお疲れさまでした。

海野学校教育部主幹 ありがとうございます。

小田原委員長 では続けて、スポーツ振興課から御報告願います。

若林生涯学習スポーツ部主幹 それでは、私の方から富士森公園テニスコートの管理棟新設工事の延期につきまして、説明申し上げます。

富士森公園テニスコートの管理棟につきましては、利用者が安全に快適に使用できるよう20年度事業としまして竣工予定でしたが、諸般の事情により年度内執行が困難となったために、口頭でございますが報告させていただくものでございます。

年度内執行が困難になった理由としましては、1点目としまして設計工事監督の所管でございます財務部建築課に依頼して進めてきましたが、建築課内の事務量の増大並びに市の中での工事の優先順位、こういったものによりまして私どもの工事の着手がおくれたこと、これは実際10月に入ってから着手したという状況になっておりまして、既にそれがまず遅かったこと。

2点目としまして、その後各種法令に基づきます許認可の関係の手續、それから設計とか積算に係る業務並びに契約事務の手續等、予想以上に時間を多く要することが判明しまして、ぎりぎりの1月まで私どもは努力させていただきましたが、工事期間の確保が困難と判断させていただきました、着工できなくなってしまったというものでございます。

今後の予定としましては許認可関係の手續等と、予算の手当も含めて21年度のなるべく早い時期に竣工したいというふうに考えております。

以上でございます。

小田原委員長 スポーツ振興課からの御報告は以上でございます。

何か御質疑、御意見等はございませんか。特にございませんか。

予算的には、どういうふうになっていますか。

若林生涯学習スポーツ部主幹 予算につきましては21年度は計上されておられません。なぜかという、20年度に実施する予定で頑張っておりましたので、予算の方の配当はそのときには当然間に合わない時期でございましたので、今考えられる手法としましては、補正予算もしくは契約差金という方法もございまして、今それについては財政課の方と、手續が完了し次第協議させていただいて、なるべく早い時期に決着したいというふうに考えております。

小田原委員長 可能性は、もう十分あると。

若林生涯学習スポーツ部主幹 可能性については財務部との話し合いの中ではやっていただけるというふうに理解しております。

小田原委員長 では、そういうことで、よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 ではお願いいたします。

それでは、お待たせしました。次に、こども科学館からお願いします。

森こども科学館長 きょうは、八王子市こども科学館小惑星命名に関する表彰式と記念講演についてということで、御報告させていただきます。

昨年3月22日、プラネタリウム機が新しくなりまして、3月22日からそれを記念しまして6月30日まで小惑星の名前を募集しました。その中で、私どもが選んだ中で選考委員会を開きまして名前がある程度浮かび上がってきました。そこで、国際天文学連合に申請を行いまして、その通知が来たところでございます。

名前は「高尾天狗」ということと「夕焼け小焼け」の二つです。最初は一つであったんですが、応募者が212件、それで応募の名前がほとんどばらついていまして、選考委員会の中で、4名いましてそれぞれ三つを挙げていただいて、点数の高い「高尾天狗」と「夕焼け小焼け」がそれぞれ選ばれて、そこで申請を行いましたということです。

申請を行いまして、実は天文学連合からこういうものが届くわけですね。こういうもので初めてその小惑星の名前が決まるということです。これは「高尾天狗」と「夕焼け小焼け」二ついただいております。きょうは「高尾天狗」だけ持ってきました。それで、これを科学館に飾るんですが、命名された名前に応募された方には、こういうものを差し上げる。これはなかなかもらえないものですから。これはコピーですが、これを差し上げて飾っていただくということをしたい。この対象者は7名ということになります。4月5日、小惑星の名前の公表と同時に表彰式を行いまして、今回、小惑星の命名権をいただきました都立富士森高校の平澤教諭より、小惑星についての記念講演をいただくということでございます。

この記念講演につきましては、小惑星とは一体何だろうとか、一体どこに小惑星があるんだろうということを知っていただくということで、天文に対して深い知識をいただけるということなので、子どもたちにも喜んでいただけるだろうと思います。

簡単ですが、御報告をさせていただきました。

小田原委員長　　こども科学館からの説明は以上です。

本件につきまして、何か御質問はございませんか。

石川教育長　　平澤先生は、二つ持っていたわけ。

森こども科学館長　　平澤先生自体は、二つだけではなくてもう20個近く持っていて、それぞれ自分で探したものを持っていて、それで科学館のために二つだけ提供していただいたということで、発見のときは長野県の入笠山というところに観測所を持っていらっしゃるいまして、そこで発見されたということです。

小田原委員長　　自分の観測所で。

森こども科学館長　　そうです。自分1人ではなくて、共同で持っていらっしゃるんですけど

れども、そこで発見されたということで。発見したのは1994年とかそういうところですが、それを持っておられまして、今回、命名権をいただいたということでございます。

小田原委員長 そのレプリカというのですか、それはなかなかもらえないものだというお話だったんですけれども、何でなかなかもらえないのですか。

森こども科学館長 なかなか差し上げられないものということだけ。こちらは1個しかいただけません。コピーは幾らでもいいんですけど、差し上げられるものではないということでもらえないというか、これは一つしかもらえません。

小田原委員長 それはそうだ。コピーは幾らでももらえるのではないの。

森こども科学館長 本当はそうですけど、差し上げられるものでは。

小田原委員長 それで7名ということだけど、「高尾天狗」と「夕焼け小焼け」を投票したのが7名という理解でいいですか。

森こども科学館長 そういうことでございます。基本的に該当者が7名いて、それを抽せんというわけにはいかないの、平澤教諭の方も応募していただいたので、全員に差し上げたいということで7名ということで。似通った名前は結構あったんですよ、「高尾」とか、ただ単純に。実は「高尾天狗」というのは、天狗自体が実は空を飛ぶということで、流星という中国の逸話もあるというか、話もあるものですから、その辺で加えたものという。

小田原委員長 平澤さんも、その選考委員の中に入っていらっしゃるんですか。

森こども科学館長 入っております。

小田原委員長 ということでございますが、よろしゅうございますか。

和田委員 これって、全くフリーにつけられるんですか。登録商標とか、あるいは地名だとかそういったものをつけることについて、何か制約というのはいないんですか。

森こども科学館長 登録商標とかいろんなものがございます。やはり、先刻、国際天文学連合でも申請時に当たってそれが該当するかというのは調べるそうです。ただ、余り制約し過ぎると、名前が似通ったものもありますので、例えば「たこやき」というのを命名されているのもあるそうです。だけど、人の名前というのはいけないそうです。売名行為みたいなのがあったり。それと「高尾」といっても、これは実は登録がローマ字なので、同じ「高尾」でも1個つけてしまうともうつけられないという。だから、今のお答えでいくと、制約はある程度あるそうです。余りひどい名前はつけられないという。

川上委員 鈴木さんというのはい。

森こども科学館長 鈴木さんの場合は一緒に発見された方です。

川上委員 それはいいんですね、もう了解で。

森こども科学館長 そうです。これはマイナープラネットセンターというのは、小惑星センターとって、国際天文学連合がここに頼んでそういう命名に関しての管理をしているところということなんです。たくさん名前がありますからダブってはいけないとかというのがありますのでということで。

小田原委員長 ということでございます。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 こども科学館からの御報告は以上ということで終わります。

そのほかに何か御報告することがございますか。

石垣学校教育部長 追加で2件ございまして、最初にインフルエンザでの学級閉鎖と、それから、その次に学校における食育推進計画、この2点を報告していただきます。

小田原委員長 では、学事課から、インフルエンザから。

野村学事課長 インフルエンザ様の疾患について、現在の状況を御報告いたします。報告は保健担当の山本主査からです。

山本学事課主査 インフルエンザ様疾患による臨時休業措置状況ということで、資料をごらんください。これは現在流行っているインフルエンザの方になります。

まず、表面の表になります。こちらが2月24日、昨日現在の発生校の中で、2月25日、本日臨時休業の措置をとっている学校の一覧です。基本的には23日から発生した学校がすべてということになりまして、現在11校です。15クラスが本日、早退等も含めまして臨時休業の措置をとっているということになります。

裏面に関しましては、12月15日、師走のところから2月24日までの発生状況をグラフにまとめております。前回は御報告したように、山が1月19日、26日、2月2日、9日、16日、23日とすべて月曜日ということになっております。本日の発生は3校ということで、いずれも3校はあしたから臨時休業ということになっております。

報告は以上です。

小田原委員長 インフルエンザについては、いかがですか。何かございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 では、そういう状況だということでございます。続けて、食育。

野村学事課長 昨年度、中学校給食開始に際しまして、今後、八王子市立の小・中学校でどのように食育の取り組みを進めていくかという考え方をまとめるために、いろいろお知恵をかりながら考え方をまとめたところでございます。しかし、それを各学校にどのように伝えるか。特に、本市においては「知・徳・体」の土台となるものとして食育を進めていこうというふうな考えがございますので、それをどのように学校に進めていくかを考えてまいりました。このほど、いろいろな食育の担当の先生方にも御意見を伺いながら、取りまとめをしましたので、ここで改めて御報告をするところでございます。

まず1ページでございます。「はじめに」と、ローマ数字の 1 と 2 でお示しているところは、子どもたちが基本的な生活習慣が身についていないなどの問題が指摘されていることに加えて、平成17年度に施行された食育基本法にもあるように、食育を生きる上での基本としてとらえていこうということを述べてございます。特に本市の食育は、先ほども申し上げましたとおり、単なる健康教育としてのみ行うものではなく、このように子どもたちに欠けている生活の基本を、食生活習慣を、保護者や地域とともに進めていこうとするものでございます。

同じく1ページでございますけれども、ローマ数字の 3 は、今の八王子市の子どもたちだけではありませんが、子どもたちの食に関する現状を述べています。特に、平成18年度に本市が行ったアンケート調査に加えてほかの調査から子どもたちの状況がいろいろと見えてまいりました。特に、「朝食を食べない子どもが、14～24%いる」とあるとか、それから「健康等生活習慣についての関係を知らない子どもが10%いる」、それから「朝食を食べない子どもたちの学力調査における平均正答率が、食べる子どもよりも11～17%低い」など、子どもたちの現状としては見過ごせない数値を示しているところでございます。

特に学齢が上がるにつれて食の習慣が不規則化し意識が低下しているということ、これは事実でございますので、それを踏まえて食育を進めなければいけないところです。さらに食事のマナー、「いただきます」、「ごちそうさま」のあいさつをしている人は83%あるものの、地域の郷土料理についての伝統食がなかなか伝えられないなど、保護者を始めとする大人を含めて社会全般で考えていかなければいけない状況が見えてまいりました。

そこでローマ数字 4 になりますが、学校においても食育を進めていく必要性があるということ述べている箇所でございます。

学齢期にある子どもたちの個々の心身の健全な成長とか基本的な食習慣が形成される重

要な時期でありますことから、学校だけではなく、学校が中心となって家庭と連携をとりながら社会も巻き込みながら、食の習慣であるとか意識を身につけていくということは、仕方がない、必然的に高まることになってきたというふうに考えています。

これらの問題というのは、当然家庭での役割が大きいわけですが、現実問題として家庭からそれが子どもたちに引き継がれることができないのであれば、食のマナーであるとかノウハウも引き継がれていけないということになれば、学校においてその重要性を保護者に理解いただくこと、それから認識していただくこと、そのことに努力をすると同時に、学校が果たす役割も大きいことがわかってきました。

以下、学校における具体的な取り組みを御説明します。

窪指導室指導主事 私の方から、この食育推進計画が示している各小・中学校で行う食育の推進の具体的な内容について説明いたします。

4ページをごらんください。4ページの3、食育推進のための指導体制では、学校全体の取組を計画的に行うことが必要であるとともに、計画を推進していくために指導体制の充実について示しています。(1)では校内体制について。ここでは食育リーダーの選任と学校組織づくりが大きな柱となります。また全教職員で共通理解を図った上で教育課程に位置付けて、9年間を見通した意図的・計画的・組織的に対応していくことが必要となるため、内外の人材の有効活用を図りながら各校において特色ある教育活動として地域に根ざした食育を推進するために4点を示しました。

4ページの下の部分になります。第1点目につきましては、小中一貫教育において食育の系統性をもって推進をすること。2点目につきましては、校長のリーダーシップの下、食に関する指導を実施すること。3点目といたしまして、学級担任、学校栄養職員、養護教諭等が連携して指導推進をすること。4点目といたしまして、家庭及び地域と連携体制を築き、食に関する指導の充実を図るというふうな内容を示させていただいております。

次に5ページとなりますが、(2)の「人材育成」でございます。ここでは「食育リーダー」を育成、教職員の意識啓発、校内研修の充実、食に関する指導の情報提供について示しています。この情報提供につきましては、推進計画の後半部分に資料編2ということで、食に関する指導、小中一貫教育指導資料について触れています。この資料につきましては、後ほど説明いたします。

次に、4の食育に関するカリキュラムの作成についてです。ここでは学校の教育課程を編成するに当たっては、小中一貫教育による9年間の食育の系統性を持って推進し、どの

ような活動をして、どのような力を身に付けさせるか見通しをもって目指す児童・生徒像を明確にする必要があります。各教科においては系統的学習への教材化を進め、総合的な学習の時間等を活用した食育を深める場面の設定が必要となります。

ここで小・中学校9年間を見通した「教科・領域等における食に関する指導」「給食指導」の食育の年間指導計画を6ページ、それから7ページに実際に示させていただきました。さらに食事の全体計画についても、小学校、中学校について例及び様式を9ページから12ページにわたりまして示させていただきました。

それでは13ページをごらんください。ここでは6、保護者・地域との連携について、保護者との連携6項目、地域との連携3項目の例を示しています。

続いて7の個別指導計画にも触れ、学校の食育全体計画とは別に学校が個々の実態を正確に把握した上で、個別指導計画を作成し、家庭との連携を密にした指導が欠かせないということも示しています。

最後に、学校給食の位置付けについて、給食による食育について示しています。

14ページの方に移ります。給食は毎日行うことから、手洗い、配膳の仕方、食器の並べ方、はしの使い方、食事のマナーなど給食指導の流れを通して、その準備や後片付けまでを繰り返し体験することで望ましい食習慣や協力し合う力など、好ましい人間関係を身に付けさせることができます。また、給食を教材として各教科・領域の学習の中で食に関する知識・理解の獲得、興味・関心の昂揚、マナーや人間関係の醸成など、教育的効果があることを示しています。

そして、現実に食している野菜等あらゆる教科・教育活動と結び付けて、体験的に学ぶことができることや、学校から地域や家庭に対して、給食の実態についての情報提供、地域や学校農園の生産物の食材採用、栄養調べによる日常の食事の検証と改善などを通して地域・保護者との連携を深めるとともに、食についての意識を高め、健全な食生活の実践を図ることができることも述べています。

次に、この食育の推進計画をもとに効果的に食育を学校の教育課程につなげるために、先ほど説明しました資料編2の食に関する指導、小中一貫教育指導資料について説明をいたします。

14ページから5ページ送っていただきますと、そこに資料編2ということで「食に関する指導 小中一貫教育指導資料」がございます。1枚めくっていただきますと、そこに「食に関する指導 小中一貫教育指導資料活用計画」がございます。その2番のところ

に、児童・生徒に身に付けさせたい力として6点示させていただいております。この6点につきましては、この推進計画の最初の3ページに示させていただいております、学校における食育の目標設定に当たっての観点、6観点と共通のものとさせていただいております。

そして次のページに行かせていただきますと、そこには「食に関する指導 概念図」ということで、小・中学校9年間を通して自分で弁当をつくることができる子どもの育成を目指すことを示させていただいております。

これに基づきましてこの後資料が続きますが、指導資料は合計20点の指導案がございます。給食指導案は小学校4点、中学校4点の合計8点。教科・領域における指導案は小学校8点、中学校4点の合計12点となります。この指導資料につきましては、活用について説明会を実施するとともに、冊子及び電子データを各校へ配ることによって効果的な学校における活用を行っていく予定となっております。

以上でございます。

小田原委員長 学事課からの報告は、食育についてございましたけれども、何かございますでしょうか。御質問、御意見ありましたら、どうぞ。

水崎委員 書いてあることはよくわかるんですけども、例えば食育というのは、国、社会の役割、学校の役割、家庭の役割というのがあると思うんです。それが今、家庭の教育力がと言われていることもとてもよくわかるんですけども、内容というか文章の書き方で、ちょっと乱暴ではないかなと、もう少しやわらかく書かないと保護者が余りいい気持ちがないのではないかなということ、私は個人的に思った部分があるんです。それは、例えば1ページの「はじめに」のところで3行目、「毎日の食を大切にする心の欠如」って、こういう表現でいいのかなと。例えば、ほかの公立学校の食育のあり方とかそういうのを調べてみたりすると、「大切にする意識の希薄化」となっているんですけども、これはどちらがいいのかなというのが疑問に思ったのが一つです。

あと2ページ目の上の方で、「これらは保護者の仕事の時間、児童・生徒の」って、このところなんですけれども、3行目の「好き嫌いにしろ、朝食を家族と一緒に食べることにしろ、子どもたちの保護者と子どもの関係（「家庭」）で処理すべき問題である」と、こういう言い方はどうなのかなと、ちょっと思ったんです。もちろん、言っている意味はわかるんですけども、ただ、食に関する問題は家庭が基本となりますよと、そういう書きの方が。一生懸命やっている保護者だっていっぱいいるわけです。ボランティアだ、PTAだと自分で学校やいろいろなところへ行って、家をおろそかにする日だってあると。

そして、やはりそういう感情を考えたときに、もう少し書き方をやわらかく伝えた方がいいのかなという気がしました。

同じページの学校における食育の1番のところ、食育の必要性。7行目のこれも「社会や家庭がその任を十分に果たせないとすれば」という、こういう言い方ですよ。これは何か読んでみると、家庭がやらない、やられていない、だから学校がやるんだよという、そういうような、何かちょっとひがみではないですけど、それと本当は食育というのは学校の役割があると思うんですね。だから、家庭がやれていないから学校でやるんだよというそういうのではなくて、学校もやるべきことがある、家庭もやるべきことがある、それで家庭でやれていないことは学校から投げかけをしていきましょうとそういう形だと思えますので、何となくこういう言い回しになると、感情的に余りいい気持ちはしないかなと思いました。だからもう少し表現を変えて出した方が、保護者も食育って大事なな、一緒にやっていかなくてはという気持ちになるのではないかなと思いました。

それと同じようなことが3ページから4行目の、「父母その他の保護者に対してもこのことを認識させなければならぬ」という、こういう表現も啓発、助言をしていかなければならぬというのならばいいんですけども、「認識させなければ」というちょっと上からの言い方というのは、一生懸命取り組んでいる親にとってはちょっと悲しい言い方をされているなという気がしてしまいますので、少しそこは検討していただきたいなと思いました。

あくまでもこれは、学校における食育を基本にしているものであって、本来家庭は家庭で取り組むべき食育というのがあると思うんです。それは本来、本当は一つつくっても、私はいいのではないかと思うぐらい、食育というのは大事なものだと思うんです。それを、ここでは学校における食育を中心として、保護者は保護者で、家庭は家庭で考えるべき食育はあるんだよということを投げかけて、それはそれでやっていくということは、私はできると思うんですよ。それは教育委員会がやるというよりも、各学校が保護者や地域と連携をとってやっていくという、そこになってくるのかもしれないんですけども、あくまでもここでは学校としてやるべきことの食育というのを中心にして、余り保護者の実態がこうなんだよということを全面に出し過ぎない方がいいのかなということ、これを読んで感じました。

宇都宮指導統括指導主事 申しわけありません。表現・内容につきましては、十分精査できていない部分がありますので、私の方で責任を持って、そういう部分については、検討

したいと思います。

それから、家庭における啓発の指導ということですが、今回出しました「……社会との連携」の中で、三度の食事は大切ですよとか、そういう部分に触れている部分がありますので、後で学力のことでお話をさせていただきますが、家庭学習の重要性とか生活習慣についてのリーフレット、啓発書等も今後出していくような提案をさせていただきますので、ご理解いただければと。今回は改めて内容構成ということで、御意見をいただければと思います。

小田原委員長 これは何、報告ではないの。

石川教育長 協議ではない。一応こういう形ができたから報告しますよと言っているんだから。

小田原委員長 そういうふうに言ってしまっていていいかどうか、文言の修正はあったとしても。文言の感想に対しては、僕の感想をいえば、水崎さんがそういうふう言うのであれば、それなりの意味があるものだろうと、むしろ思いますけど。何でか、僕は副題をとってしまったのが気になるんですよ。副題があった方がいいと思いますよ。何で学校が、教育が食に取り組まなければいけないのか。今、御指摘されたようなところがあるからそこを言わなければいけない。学校なんかやらなくたっていいんですよ、そんなことは、本来は。やらなくたっていいって、やりますよ。すべての面でやるんだけれども、わざわざそんなことを言わなくたっていいことを、国が決めた中で学校もこういうふうに進めなければいけないのはなぜかという、給食を何でやらなければいけないかという、そこから端を発しているわけです。

我々としては、給食はやりたくない。学校給食なんか、中学校でやることはないんだという、だけれどもやらざるを得ないのは、こういう状況があるからなんだと。だから給食をやり直すけれども、これは食育としてやるんですよという立場だから、そこに持っていく文章だとすれば、僕は、今言われれば、ああそういうふうを受け取られる、悲しむ親もいるのかなと。だけど、本当にやっている親であれば悲しむかなと。むしろそうだ、そうだと手を打つのではないですか。

水崎委員 ただ保護者をかばうわけではないですけど、保護者にも本当に事情ってあるんですよ。だから、それを一緒に取り組もうよという、いけないでしょうって指摘も必要だけれども、でも一緒に考えよう、一緒に育んでいこう、一緒に子どもをいい方向に育てようよというそういう気持ちが、今必要なのではないかなと。そういう、なかなか

家庭の中で食育ができない家庭に対して、どんどん孤立させていくというのは子どもたちにとってよくないと思うんですね。だから私は、困っている親には一緒に考えようって、考えなくてはいけないよねとそういうことを、私は同じ保護者としては考えたいと思うんですね。余り責めてしまうと、恐らくどうせという気持ちになって子どもにいい形で反映しないのかなと思うので。

小田原委員長 どうですか。いかがですか。

水崎委員 もう一つ、いいですか。教育指導資料活用計画のこの1ページですけど、例えば2番の児童・生徒に身に付けさせたい力のところで、「感謝の心」ってあると思うんです。私も、それはそのとおりだと思うんです。ただ、このところで、「食事を大事にし、食物の生産等にかかわる人々へ感謝の心をもつ」、これもそのとおりだと思うんです。例えば保護者に対しても、保護者も含めてというんですか、調理する人への感謝の気持ち、例えば親に対しても敬う気持ち。幾ら親でもこうやって自分たちのためにつくってくれているんだという親への感謝の思いも含めて、ここでは一緒に教育というか、子どもに気づかせる必要があるのかなと思ったんですけど。もちろん、つくるって言えば、給食の方も含めてですけど。

小田原委員長 どうですか。これはどこかで本文のどこかに。

窪指導室指導主事 3ページのところに。こういうのも含めてだと思います。生産等にかかわる人々ですね、少しこの表現が。「食事を大事にし、食物の生産等にかかわる人々へ感謝の心」、保護者の方も含めてということですね。

野村学事課長 あとは3ページの一番上なんですけれども「具体的な内容としては、食にかかわる習慣」がありますが、「食事を整える行為及び感謝の心」とかそういうところで伝えているつもりなんですけど。もう少し具体的にということですね。調理をするという具体的な言葉を入れるということですか。食事を整える、要するに、食材も購入をしてきてとか、すべて含めてなんですけど。

窪指導室指導主事 例えば、この資料の中に中学校の給食指導案の4というのが、16と書いてあるところがございます。そこでは、少しそのところも「家族のためにお弁当を作ってくれる人」とか、「感謝の気持ちを持つ」というようなところも触れているようなところは入っていますので、そういうところでは、少し幅広くとらえてはいるところではございます。

水崎委員 でも本来感謝というのは小さいうちからしていいものですよ。4年生で、あ

えてここで入れなくたって、小学校もっと小さい幼稚園のときから。

窪指導室指導主事 1年生のレベルであれば、「いただきます」とか「ごちそうさま」とかあいさつ、その辺から入っていくというようなところも、ここの活用計画の中に入れさせていただいているところですので。

小田原委員長 もうちょっと、丁寧に言えば、言葉を補って。

窪指導室指導主事 わかりました。

小田原委員長 言葉足らずではあるな。今の3ページとか、それから水崎さんが言った後半の資料のところも、ちょっと入れてみてください。

ほかに、いかがですか。資料と本文がダブっているんだけど、これはいいんですか。

石川教育長 たまたま小中一貫教育の資料としてつくったものをくっつけたから、ダブったんでしょう。

窪指導室指導主事 そうです。

小田原委員長 そういうことか。後半は小中一貫だからね。

窪指導室指導主事 説明が足りませんでした。すみません。

水崎委員 学校保健委員会のことというのは、どこか書いてありましたか。私、ちょっと読んでいて、気づかなかったんですけど。

小田原委員長 健康教育の方に持っていかないために、栄養教師の部分は出てくるけれども、そっちの方はあえて出ていない。

野村学事課長 ただ具体的にではありませんけれども、4ページの推進のための組織づくりの中には、学校保健会のメンバーが入っています。保健主任であるとか、学校の栄養職員であるとか、そういう高い専門性を持つ職員と書いてありますので、同じメンバーというのはダブるというふうには思っていますが。

小田原委員長 食育について調べていくと、あれはどこが所管しているんですけど、あれは共管なんだっけ。その食育を進めるのは食育リーダーを育てるとか、そっちの方になってしまうんですよ。

窪指導室指導主事 内閣府食育推進室。

野村学事課長 それで、健康教育でとらえると、やっぱりどうしても狭まってしまうんですよね。

小田原委員長 東京都は健康教育に絞ってしまって、そっちに持って行ってしまった。

野村学事課長 それだけでは、やっぱり御指摘があったので、本市としては「知・徳・

体」の土台として持っていきたいというがあるので、家庭との連携の中で進めたいというところですね。地域も含めてですね、失礼しました。それで、まとめたつもりなんですけれども。

小田原委員長 ところが、この表の中には、その部分が出てこないんだよな。

野村学事課長 具体的には出てこないということですね。

小田原委員長 全く出てこない。例えば、卒業式だとか終業式だとかというのは全然関係ないんだよ。そうではなくて、何とか生産者のとか、何とかのお話を聞くとかという、そういうような話がむしろ入ってほしいわけだよな。この学校全体計画の中に。

野村学事課長 その中ということですか。あくまでも記入例なので、考え方としては13ページに書いてありますが。

小田原委員長 それが9ページとか11ページの中に、その前のところだけ後だけ、忘れてしまった。

窪指導室指導主事 その前でございます。年間指導計画は6ページ、7ページに評価と。

小田原委員長 それは給食指導だからこれはしょうがないでしょう。給食とか、教科の領域だから。そのほか9ページの中、11ページの学校行事の中に、そういうのが入るべきなんだよな。健康診断は関係あるのかな。体育祭も関係あるのかな。弁当を持ってこいという話なのかよくわからないんだけど、移動教室とか、その移動教室がそういうところも含んでいるのかどうか、そういうようなことを入れないと特別活動の学校行事が食とかかわる部分にならないのではないですかということなんだけど。

授業参観が食とどう関わるのかと。弁当とかの記事があったではないですか。弁当デーみたいなのが載っていたではないですか、前に。そういうのをつけたら八王子らしさというのが出てくるのではないですか。このどこから示しているのを、そのまま書いているからこうになってしまうのです。

窪指導室指導主事 はい。

小田原委員長 ということで、よろしいですか。ほかに何かございますか。

和田委員 私も率直な感想は、先ほどちょっと水崎委員から話があったように、ちょっと乱暴だなという感じはしました、表現として。

それで、一つだけちょっと教えてもらいたいんですけど、3ページの(3)、この内容はちょっと難し過ぎないですか。「社会の変化への適切な対応が必要であることを理解させ、実践させる」って、これは食育の内容をもうちょっと出した方がよくないです

か。すごく大きなとらえ方をしているんですけど。それはいいのですか。

野村学事課長　　ここは、今実際に小学校の栄養士も取り組んでいるんですけども、子どものころから生活習慣病があるということもきちっと子どもに理解させたいということもありますし、もう少し高学年になっていけば、フードマイレージではないんですけども、自給率が低いこともきちんと中学生になれば理解していかなければいけない。そういう中で、食物はどこから運ばれてきて、どのように消費されているのかというのは、当然社会科の中で勉強するんだと思うんですけども、そこまで取り入れていこうという考え方を書いてみたんです。

和田委員　　それはいいのです。その中に、下に書いてある中身はわかるんだけど、表題として「社会の変化への適切な対応」というふうになっているので、これは社会への適切な対応ということが、今の内容になってくるわけですか。

野村学事課長　　今、結構社会で言われているのは、生活習慣病であるとか、自給率の低下であるとかそういうことなので、そういう言葉をくくって社会の変化というふうなことにしたんですけど。

和田委員　　食に関するとか、そういう意味なのかなと。

窪指導室指導主事　　食に限定するようなところでよろしいでしょうか。食習慣の変化とか、食の嗜好の変化とか、そういうところ。

小田原委員長　　食を取り巻くとか。

野村学事課長　　こういう話題性もきちんとその時代に生きる子どもたちというのは知っていかなければいけない。それは教科で当然取り入れられるべきものなので、というところで書いたんです。

小田原委員長　　そこは、前の委員の細野さんが強調していたところを、踏み込んでいるところ。

野村学事課長　　そのとおりです。

和田委員　　あと細かいことで基本的なことなんですけど、「食育」という言葉を直接使う場合と「食に関する指導」という言葉を使っている部分と、それからあと「給食指導」とありますよね。給食指導は基本的に時間設定がないんですよね。

窪指導室指導主事　　給食の時間でしかないです。

和田委員　　そうだね。そういう意味で、食育と食に関する指導の関係性みたいなものというのは、どんなふうに割り振っているんですか。

野村学事課長 「食育」というのは、基本的な概念をまとめてここでは言っています。

「食に関する指導」というのは、具体的に学校で教科を通じて教えるところを「食に関する指導」という言い方をしています。違っていませんか。私を書いたところなんかは、多分違うところがあるのかなと。

和田委員 ところどころ、混在しているのではないのかなという感じもして。

野村学事課長 それは先生にもう一度伺ってみるようにします。

小田原委員長 混乱というか食育を、私なんかは否定したいわけよ、本当は。否定したいんだけど、食育基本計画をつくらなければいけないから、推進計画が。だからそれはしようがないからそれを踏まえて、何か食に関する指導を「食育」と包括的に呼びましょうというのがこの文章なんですよ。だから僕は副題を、どんな副題かもう忘れてしまった昔で、「教育が取り組む子どもの食」とか何とか、そんな。

窪指導室指導主事 「子どもの食事、食育」というのは。

野村学事課長 そうです。

小田原委員長 ではなくて、「子どもの食」でとめてあったような気がする。

野村学事課長 いや、「教育が取り組む子どもの食事、食育」です。

小田原委員長 そうではないんだよ。それをもっと短くして、出てこないからもう捨ててしまったわけです。「教育が取り組む子どもの食」みたいな言い方にしたんだよ。

窪指導室指導主事 送られてきたものには、この。

野村学事課長 「食事、食育」ってずっと出してきたんですけど、私たち。

小田原委員長 「食育」というのを取りたかったんですよ。もう「食育」は上にあるから。昔、ファクスか何かで送り返したのがどこか行ってしまったでしょう。おれも、もう探さなかったから。

野村学事課長 「食事」というのはいけないのではないのかというのは、ほかの委員から意見をいただいたような記憶はあるんですけど。

小田原委員長 要するに学校で、何で食にかかわることをやらなければいけないかということなんですよ、意識的に。ただ、家庭の部分を学校がやっぱり担わなければいけないことと、であれば何をやるのかというそういう逆にこう言っているわけですよ。それで、一方指導室の方は、どこから送られてくるそういうものを取り込んでこられようとするから、ごっちゃになっているんです。とりあえず、とにかく1年以上かかってやっているわけだから、これをもって議会とか学校へ回らなければいけないというのは、何をやっ

ているんだという話になって、もうほったらかしてしまったわけですが。ということで、いいですか。

川上委員 事前に読んでくるようにということで読んできたんですけど、今のようにつくらなければいけないからつくるといのは大変だと思って。だからこれも入れなければ、あれも入れなければということになるんだけれども、本当に基本の骨組みのことだけ書いて、こういうこともこれに含まれると別に書いた方がもっと簡単になるのではないかといいうふうに思うんですね。だから、きょうのはこれがそうですけど、きょうのこれと読んできてほしいというのと題名が違っているのね、表紙が。その説明もなく、そちらで始めるというのはおかしいのではないかと。中が違っていますから、中の違っている部分がありましたよね。読んでチェックしてきたものを持っているので新しいのをもらっても困るのです。

ですから、資料を持ってくるときも、準備というのもあると思うし、中身についてもそうですし、これについて考えてきたので、きちんとしていただければというふうには思うんですね。

今言ったように、あれもこれもというふうに思うので、早くこれをつくらなくてはいけなくて大変で、いろんなものを取り込んであったので、これはおもしろくて非常にいいのかなと思うんですけど。逆にそれが混乱を引き起こしているのではないかなというふうに、ちょっと読んで思いました。

言っていることもよくわかりますし、だけど、繰り返して何回も何回も出てきたりとかそういうものをこういう資料として、それからよそに出すときには余り言葉で言えばすきではないと思うので、要件が通じればいいというものでもないし、何かそういうようなところでもう少し単純に考えているのではないかなというふうに思うんですけど、一生懸命まとめていらっしゃるんでよくわかって、次から次へと、あれもこれも、一所懸命やっけていらっしゃるけど、余りやり過ぎるとどこかで破綻が、先ほどのようなあれが出てくるのではないかなというふうに思うんですけど。

野村学事課長 言いわけではないんですが、考え方はまとまったんだけど、具体的に学校が、じゃあ何をするかというものを何かをつけたかったんですね。それで、先生方にも御意見を聞きながらというので時間は確かに余計にかかって、それもあるんですけど。それもあったので、いろいろつけ加わったということがあるんですが。

川上委員 先ほども事前に話したけれども、これだけの案ですとかフォームをつくって

ださっていますよね。そうすると、現場の先生って児童・生徒がいるわけですから、やはりその先生方の感覚というのもあると思うし、じゃあこうすればいいのね、こういうふうに書けばいいのねみたいなことになってしまうのかなと。そういうところが、やっぱり一つの型にはめた……。

野村学事課長 パターン化してしまうということですね。

川上委員 それが、私には気になるんです。ですから、本当のことを言えば、現場の先生方、それにかかわる先生方がどういう意識を持って、どういうふうな実践をしているかというところの方が、本当は考えなければいけないところなのではないかなというふうに思っていましたけど。

小田原委員長 「例えば」の話をしてください。

川上委員 たとえ話は余りしても、先生方はこういうふうに書けばいいんだろうなど。この案の部分もそうですけど、こういうのを出さなければいけないことになるわけでしょう。じゃあ、これで一応案があれば、じゃあこういうふうに書けばいいのねと。実態というのは、絶対違うんですよね、一々全部違うと思うので。でもこういうのがあった方が助かる人がいるのかなというふうには思います。ちょっと何か、本当に実践ですものね、食育というのは。瞬間、瞬間の。というふうに、現場では先生たちがそういうふうに思っていてくださると、お任せすることに……。

小田原委員長 膨らんでもいいんだよね。「例えば」というふうに言ったのは、川上委員と話をしていたときに、飛行機の救命具がおりてくるのをとってしまったという話があった。

川上委員 救命胴衣。

小田原委員長 救命胴衣がおりてきて、それを持って行ってしまって海で使っていたという話があって、そのときの親の対応で、持って行ってはいけませんと書いてなかったという話があったという話から、今の話が出てくるわけですよ。

だから、ここに書いていないからやりませんでしたという話が、世の中の教員の中に出てくるのではないのかという話もあって、これはちょっと丁寧過ぎるというのか、丁寧なんだけれども欠けている部分が多いから、そういう心配があるのではないかと。例えば算数とか国語がないわけですよ。ただ算数と国語でやらなくていいのかというところではなくて、そのときにやっぱり出てきたところで、こういうことがありますねということを書いてやるような指導が、今求められているのではないかと。指導というのかな、当たり前

のことなんだけれども、そういうことを常に学校の中でもやっていかなければいけないし、家庭でもやらなければいけないということだという話があったんです。補足ですけれども、

水崎委員　　ちょっと内容のことなんですけれども、3ページの、目標及び基本方針の観点のところ、「基本方針は、各学校に任されるが」となっていますね。それで5ページのカリキュラムの作成のところ、「実施時期や実施時数については、各学校の裁量に任せられる」となっていますが、この食育自体は各学校が自分たちでやっていくという感じなんですか。実施時期なんかもそういうことなんですか。

窪指導室指導主事　　基本的には、教育活動すべての場面においてやっていく。特に八王子では「知・徳・体」の土台として考えていくというのがございますし、諸時間との絡みもあるので、そういう考えとしては各学校がすべて計画の中で入れ込んでいくということになるので。

石川教育長　　もともと、これは教育の中身だから、要するに教育課程の問題なんですよ。教育課程の編成実施の責任者は校長にあるんですよ。だから、一応、我々としてはこういうものも入れてほしいという、まさに指針みたいなものなんですよ。私は、先ほどからいろんな議論を聞いていて、確かに不備ではあると思いますよ。だけど、これは法律の条文でも何でもないのである程度、現場がこれを見て理解をして、これを参考にしながらやっていくことができればそれでいいと思うんですよ。これが幾ら立派にできていたって実践がされなかったら何の意味も持たないわけです。

だからこんなエネルギーを使うよりは、もっとこちらから働きかける方にエネルギーを注いでいただきたい。特に、私が最初から言っているけれども、この問題を取り上げてキャンペーンを打ってもらいたいというふうに何回も言っているんですよ。これが、家庭を啓発することにもなるし、これは学力問題にもつながる話で。だから、余りこの問題で細かいことをつつかないで、確かに水崎さんから表現にきつさがあるとかというふうな言葉があったけれども、でもそれはちょっとの書きかえでどうにでもなると思うんですよ。「ねばならない」なんていうのは、ちょっとほかの表現の方がいいかなという気がしますので、その辺のところはちょっと事務局にお任せいただいて、整理をさせていただいて、とりあえずこれはここで報告として通していただきたい。そうでないと、いつまでたっても、これは終わらないですよ。終わらないということは、現場にこれが行かないということですから、よろしくお願いします。

小田原委員長　　という教育長のお話もございましたけれども、私なんか「ねばならない」

なんだけれども。当たり前のことなんだと、むしろ言いたいんですけど。そこは事務局にお任せいたしますけど。

野村学事課長　今回、学校の現場の先生も栄養士も見ているので、言葉の問題というよりも、内容についてはそれぞれが見ていますので、栄養士からは意見をもらったところもあります。

小田原委員長　とりあえずまずやってみて、後で、逐年で修正を加えていくという、そういう説明も加えていただければと思いますね。それで、御意見があったら寄せてくださいというような言い方で各方面に回してほしいと思いますね。P連も含めていろいろあるだろうから。

そういう話を伺いながら、とりあえずこの方向でキャンペーンを張ってもらおうと。おくれた部分、そのつもりで取り戻すようにやってください。精力的にお願いしたいと思います。あと残された月日は1カ月少々しかございませんので、議会を含めてよろしく御理解を求めています。

ということで、食育については、よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長　では、お疲れさまでした。

そのほか何かございますか。

海野学校教育部長　先ほど、水崎委員から地域セミナーの人数等についてお問い合わせいただきまして、数がはっきりしておりますので、御報告いたします。2回目が11月22日、南大沢地区ですが55名。2回目、12月10日、教育センターですが、65名。3回目、1月17日、これは元八・川口地区ということで、川口市民センターで42名です。計162名でした。以上です。

小田原委員長　そのほか、何かございますか。

石垣学校教育部長　ございません。

小田原委員長　ということで、ないようでございますので、それでは、公開の審議は以上ということで終わりにいたします。

ここで、暫時、休憩いたします。再開は6時10分ということでよろしゅうございますか。

休憩後は、非公開となりますので、傍聴の方は御退室願います。よろしく願います。

【午後6時00分閉会】